令和７年度第９回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和７年１２月１９日（金）

１６時００分

於：女性第一・第二研修室

議事日程　　令和７年１２月１９日（金）１６時００分
女性第一・第二研修室

１　開　会
２　会議成立の宣告
３　会議録署名者の指名
４　会議の公開等について
５　議案審査順
公開予定（案）
定第７０号議案　鹿児島市スクールバス運行規則制定の件
定第７１号議案　鹿児島市立学校管理規則一部改正の件
定第７２号議案　鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則一部改正の件
定第７３号議案　鹿児島市立高等学校学則一部改正の件
定第７４号議案　鹿児島玉龍中高一貫教育校学則一部改正の件
定第７５号議案　鹿児島市立小中学校事務支援室運営規程一部改正の件
定第７６号議案　鹿児島市立小学校長及び中学校長の権限に属する事務の専決に関する規程一部改正の件
請願令和７年度第１号　小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願【継続審議】
報告事項(1)　美術館ユニークベニュー等トライアル事業について
報告事項(2)　新学校給食センターの整備に係る事業者の公募について
報告事項(3)　市議会関係の審議等について
報告事項(4)　教育委員会関係の主な行事について

非公開予定（案）
定第６８号議案　代決処分の承認を求める件
〔令和８年度鹿児島市立高等学校人事異動の重点を定める件について〕
定第６９号議案　代決処分の承認を求める件
〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

６　その他
７　閉　会

定第７０号議案

鹿児島市スクールバス運行規則制定の件

鹿児島市スクールバス運行規則を別紙のとおり制定する。

令和７年１２月１９日

提　出
鹿児島市教育委員会
教育長　原之園　哲哉

（参　　照）

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第２条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項及び第２項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成９年教育委員会訓令第１号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)　略す

(2)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20)　略す

鹿児島市スクールバス運行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、スクールバス（以下「バス」という。）を運行するについて必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第２条　バス運行の実施主体は鹿児島市とし、運行業務を委託することができる。

（運行区間）

第３条　バスの運行区間は、鹿児島市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が認めた区間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときには、当該区間を変更し、又は運行を中止することができる。

２　前項の規定により区間の変更又は運行の中止をした場合は、必要な事項を直ちに当該学校に通報しなければならない。

３　児童生徒の通学のための運行に支障がない場合で教育委員会が特に必要と認めたときは、区間外の通学以外の運行をすることができる。

４　風雨、降雪又は異常気象等、緊急の場合によりバスの運行の安全確保に支障を生ずるおそれがあるときには、第１項の規定に関わらず、学校長の判断により、運行区間を変更し、又は運行を中止することができる。

５　前項の規定により区間の変更又は運行の中止をした場合、学校長は、必要な事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

（運行時刻）

第４条　バスは、出校の日、登下校の往復を運行し、その時刻は別に定める。ただし、前条第１項ただし書き及び前条第４項に規定する場合又は特別な理由がある場合は、その運行時刻を変更することができる。この場合、同条第２項及び同条第５項の規定を準用するものとする。

（通学の乗車）

第５条　バスに乗車する児童生徒は、教育委員会が必要と認める者とする。

（乗車管理と指導）

第６条　バスを使用する児童生徒の指導は学校が行い、乗車中の諸動作については、すべて運転手の指示に従うものとする。

（事故の場合の処置）

第７条　運転手は、事故等が発生したときは、負傷者等について速やかに応急手当を行い、直ちにその旨を警察署及び消防署等へ通報後、教育委員会及び関係する学校長に通報し、その他必要な措置を講じなければならない。

（車両の保全）

第８条　運転手は、利用者等の安全輸送のため、常に車両の保全整備に努めなければならない。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか、バスの運行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

参考１

桜島学校スクールバス運行要綱　概要

１　趣旨

桜島学校に通学する児童生徒の安全及び利便性を確保するため、桜島学校スクールバスを運行する。

２　運行経路、回数

運行経路は、鹿児島市教育委員会が認めた経路とし、運行回数は、原則として登校時１回、下校時３回以内とする。

３　運行時刻

授業の始業及び終業時刻を妨げないものとし、教育委員会と校長が協議の上、別に定める。

４　利用対象

教育委員会が定める乗降場所で乗降できる児童生徒で、校長が認める児童生徒

５　利用料

スクールバスの利用料は無料とする。

６　利用申請

スクールバスを利用しようとする児童生徒の保護者は、スクールバス利用許可申請書を、校長を通じて教育委員会に提出する。

７　利用許可

申請を許可した児童生徒については、校長を通じて保護者に通知する。

参考２

令和８年度 桜島学校スクールバスの運行内容（予定）

乗降場所については、約２㎞間隔で安全に乗降できる場所を選定しています。現時点での案を示しています。



【乗降場所（案）】　既存路線バスの停留所を利用予定

ルート	路　線	乗降場所
１	黒神町～桜島学校	①黒神中学校前　②二俣
２	古里町～桜島学校	①古里　②東桜島　③桜島病院前　④旬彩館 ⑤桜洲小学校　⑥大久保

【便数】

ルート	路　線	便　数			
		登校	下校		
			通常（月～金）	土曜授業日等	長期休み等
１	黒神町～桜島学校	１便	３便 ①低学年便 ②高学年便 ③部活・児童ｸﾗﾌﾞ便	３便 ①授業終了後便 ②部活便 ③児童ｸﾗﾌﾞ便	２便 ①部活便 ②児童ｸﾗﾌﾞ便
２	古里町～桜島学校				

・授業日の登校便は、黒神中学校前を 7:40 頃、古里を 7:30 頃発車し、8:00 に桜島学校着の予定

第７１号～７６号議案　学校管理規則等一部改正の件に関する説明資料

１．主な改正項目

（１）地方公共団体情報システム標準化に伴う様式等の見直し（第 71 号議案）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国が策定する標準化仕様書に準拠した就学事務システム（学齢簿編成等）へ移行するため、それに伴う様式の見直しを行う。

（２）義務教育学校の設置に伴う関係条文等の整理（第 71・72・75・76 号議案）

桜島学校を設置したことによる学校種（義務教育学校）の追加

（３）教育課程における学年始休業日の見直し（第 71・73・74 号議案）

県の通知を踏まえ、Ｒ８年度から、４月１日以降、始業式までに週休日を除き５日間確保する。

（４）教育課程における土曜授業の見直し（第 71・74 号議案）

県の通知を踏まえ、下記の通りの方針で実施する。

・地域と連携した価値ある教育活動等に精選する。

・実施する場合は、年３回程度までとする。

・学校の教育課程に位置付けるものとする。

２．施行日　　（１）は、令和８年１月５日　（２）～（４）は、令和８年４月１日

３．改正の概要

議案	主な改正理由	ページ
定第７１号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件	(1)地方公共団体情報システム標準化に伴う様式等の見直し (2)義務教育学校の設置に伴う関係条文等の整理 (3)教育課程における学年始休業日の見直し (4)教育課程における土曜授業の見直し	P9～56
定第７２号議案 鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則一部改正の件	(2)義務教育学校の設置に伴う関係条文等の整理	P57～59
定第７３号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件	(3)教育課程における学年始休業日の見直し	P60～62
定第７４号議案 鹿児島玉龍中高一貫教育校学則一部改正の件	(3)教育課程における学年始休業日の見直し (4)教育課程における土曜授業の見直し	P63～65
定第７５号議案 鹿児島市立小中学校事務支援室運営規程一部改正の件	(2)義務教育学校の設置に伴う関係条文等の整理	P66～71
定第７６号議案 鹿児島市立小学校長及び中学校長の権限に属する事務の専決に関する規定一部改正の件	(2)義務教育学校の設置に伴う関係条文等の整理	P72～74

定第７１号議案

鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

鹿児島市立学校管理規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和７年１２月１９日

提　出
鹿児島市教育委員会
教育長　原之園　哲哉

（参　　照）

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第２条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項及び第２項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成９年教育委員会訓令第１号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)　略す

(2)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20)　略す

鹿児島市立学校管理規則（昭和４２年教育委員会規則第１７号）の一部を改正する規則

題名の次に次の目次を付する。

目次

第１章　総則（第１条―第２条）
第２章　就学（第３条―第１７条）
第３章　財産管理
　第１節　管理保存の心得（第１８条－第２２条）
　第２節　学校施設の利用（第２３条－第２４条）
　第３節　学校防災（第２５条－第３１条）
第４章　組織編制（第３６条－第４２条の３）
第５章　運営管理
　第１節　幼稚園（第４３条－第４４条）
　第２節　小学校（第４５条－第５９条）
　第３節　中学校及び義務教育学校（第５９条の２）
　第４節　高等学校（第５９条の３－第５９条の４）
　第５節　中高一貫教育（第５９条の５）
　第６節　教科書及び教材（第６０条―第６４条）
第６章　事務管理（第６５条―第６９条）
第７章　職員の管理（第７０条―第７４条の２）
第８章　事務決裁（第７５条―第７８条）
第９章　雑則（第７９条）

第３条を次のように改める。

第３条　鹿児島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒等について学齢簿（様式第１）を編製する。

第４条第１項中「様式第２の１（小学校）」を「様式第２の１」に、「様式第２の２（中学校）」を「様式第２の２」に改め、「、様式第２の３（小学校直接交付用）及び様式第２の４（中学校直接交付用）」を削り、同条第２項中「入学通知書（様式第３の１）」を「就学予定者一覧」に改め、同条第３項中「入学確認書（様式第３の２）」を「入学確認書」に、「鹿児島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第５条に見出しとして「（転学、学校の新設・廃止による就学の通知）」を付し、同条第１項中「聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でなくなったもの」を「聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者でなくなったもの」に、「入学通知書（様式第４）」を「入学通知書（様式第３）」に改め、同条に次の１項を加える。

２　学校の新設・廃止により、その就学させるべき学校を変更する必要が生じた児童生徒等について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき学校の指定については、入学通知書（様式第４）をもってする。

第６条中「毎月５日までに」を「毎月、」に、「転出者報告書（様式第５の１）又は転入者報告書（様式第５の２）により」を「教育委員会に」に改める。

第７条の見出し中「申立」を「申請」に改め、同条第１項中「申立」を「申請」に、「指定学校変更申立書（様式第６）」を「指定学校変更申請書（様式第５）」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　教育委員会は、前項の申請を相当と認めるときは、保護者に指定学校変更許可通知書（様式第６）を交付するとともに関係学校の校長に対し、速やかに通知するものとする。

第７条に次の１項を加える。

３　教育委員会は、第１項の申請を相当と認めないときは、保護者に指定学校変更不許可通知書（様式第７）を通知するものとする。

第９条第１項中「願い出」を「申請」に、「区域外就学願書（様式第９）」を「区域外就学申請書（様式第９）」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　教育委員会は、前項の申請を相当と認めるときは、保護者及び就学を認めた学校の校長へ区域外就学許可通知書（様式第１０）を通知するものとする。

第９条に次の１項を加える。

３　教育委員会は、第１項の申請を相当と認めないときは、保護者に区域外就学不許可通知書（様式第１１）を通知するものとする。

第１５条の見出し中「願出」を「願い出」に改め、同条中「就学義務猶予（免除）願書（様式第１７）」を「就学義務猶予（免除）願書（様式第１７の１）」に改め、同条に次の２項を加える。

２　教育委員会は、前項の願い出を相当と認めるときは、保護者及び校長へ就学義務猶予（免除）承認通知書（様式第１７の２）を通知するものとする。

３　教育委員会は、第１項の願い出を相当と認めないときは、保護者に就学義務猶予（免除）不承認通知書（様式第１７の３）を通知するものとする。

第３８条の３第１項中「中学校」を、「中学校（義務教育学校後期課程を含む）」に改める。

第３９条第１項、第４０条の２第１項及び第４０条の３第１項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第５３条第２項第１号中「５日」を「７日（第１学年の児童は、入学式の前日）」に改める。

第５３条の２中「行うもの」を「行うことができるもの」に改める。

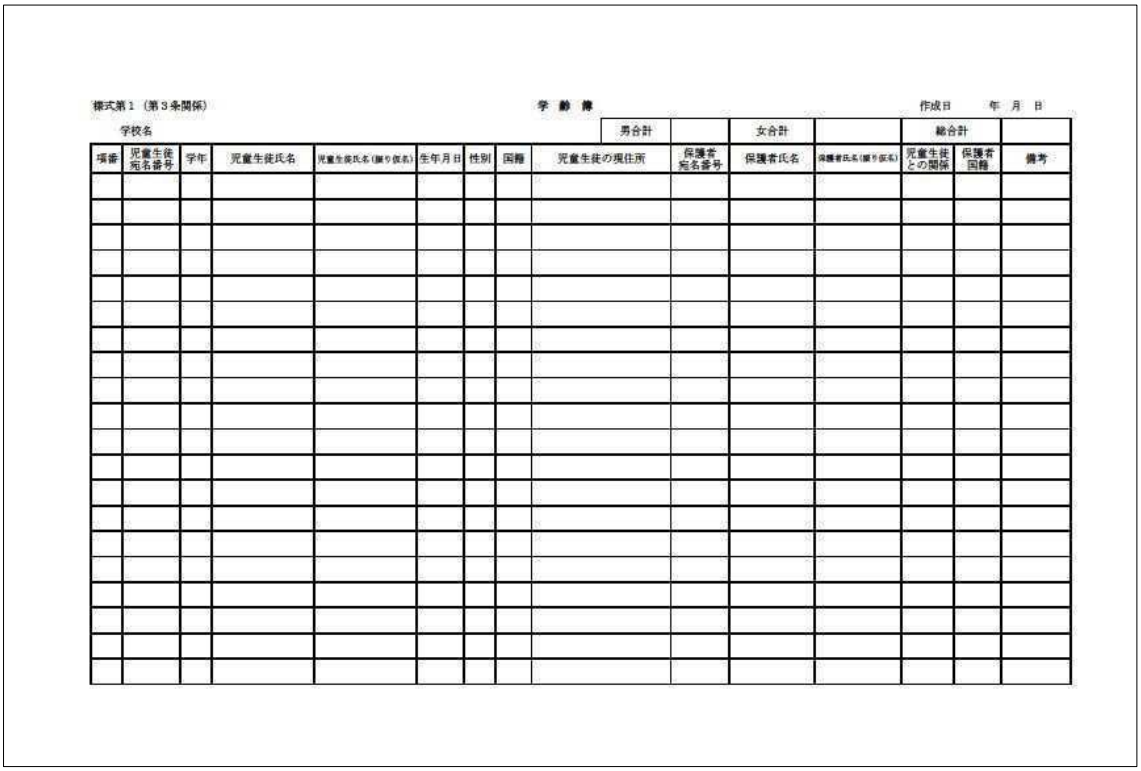
第５章中「第３節　中学校」を「第３節　中学校及び義務教育学校」に改める。

第５９条の２中「中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第６７条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

様式第１を次のように改める。

様式第１（第３条関係）



様式第１（第３条関係）　　学齢簿　　作成日　　年　月　日

学校名

								男合計		女合計		総合計			
順番	児童生徒宛名番号	学年	児童生徒氏名	児童生徒氏名（振り仮名）	生年月日	性別	国籍	児童生徒の現住所	保護者宛名番号	保護者氏名	保護者氏名（振り仮名）	児童生徒との関係	保護者国籍	備考	

様式第２の１を次のように改める。

様式第２の１（第４条関係）

様式第２の１（第４条関係）　　（小学校・義務教育学校（前期課程））
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

入学通知書

下記の通り入学に関してお知らせします。

記

児童氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。
1　他市町村の学校に入学される場合または鹿児島市外の国立・私立の学校に入学される場合
2　記載事項等に誤りがある場合
3　病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4　特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

様式第２の２を次のように改める。

様式２の２（第４条関係）

様式第２の２（第４条関係）　　（中学校・義務教育学校（後期課程））
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

入学通知書

下記の通り入学に関してお知らせします。

記

生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。
1　他市町村の学校に入学される場合または鹿児島市外の国立・県立・私立の学校に入学される場合
2　記載事項等に誤りがある場合
3　病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4　特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

様式第２の３を次のように改める。

様式第２の３　削除

様式第２の４を次のように改める。

様式第２の４　削除

様式第３の１、様式第３の１（別紙）及び様式第３の２を削る。

様式第４を次のように改め、同様式を様式第３とする。

様式第３（第５条関係）

様式第３（第５条関係）

（転校用）
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

入学通知書

下記の通り転入学に関してお知らせします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

お問い合わせ先

様式第３の次に次の１様式を加える。

様式第４（第５条関係）

様式第４（第５条関係）　　（新設校・廃校に伴うもの）
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

入学通知書

次のとおり入学されるよう通知します。

記

児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
入学校名	
学年	
入学期日	

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。
1　他市町村の学校に入学される場合または鹿児島市外の国立・県立・私立の学校に入学される場合
2　記載事項等に誤りがある場合
3　病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4　特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

様式第５の１及び様式第５の２を削る。

様式第６を次のように改め、同様式を様式第５とする。

様式第５（第７条関係）

様式第５（第７条関係）

指定学校変更申請書

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者氏名
（申請者）

連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、指定学校の変更を申請します。なお、通学については保護者が責任を持ちます。また、申請の内容が事実と相違したときや許可された変更期間終了後は、教育委員会の指示に従うことを誓約します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 （住所登録地）			
（　　）住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間	年　月　日から　　年　月　日まで		
申請理由			

様式第７を次のように改め、同様式を様式第６とする。

様式第６（第７条関係）

様式第６（第７条関係）

年　月　日

保護者　様
学校長　殿

鹿児島市教育委員会　印

指定学校変更許可通知書

下記のとおり校区外就学に関してお知らせします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先

様式第６の次に次の１様式を加える。

様式第７（第７条関係）

様式第７（第７条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

指定学校変更不許可通知書

年　月　日付で申請のあった下記児童・生徒の指定学校変更について、不許可とします。
つきましては、指定の学校へ就学するよう通知します。

記

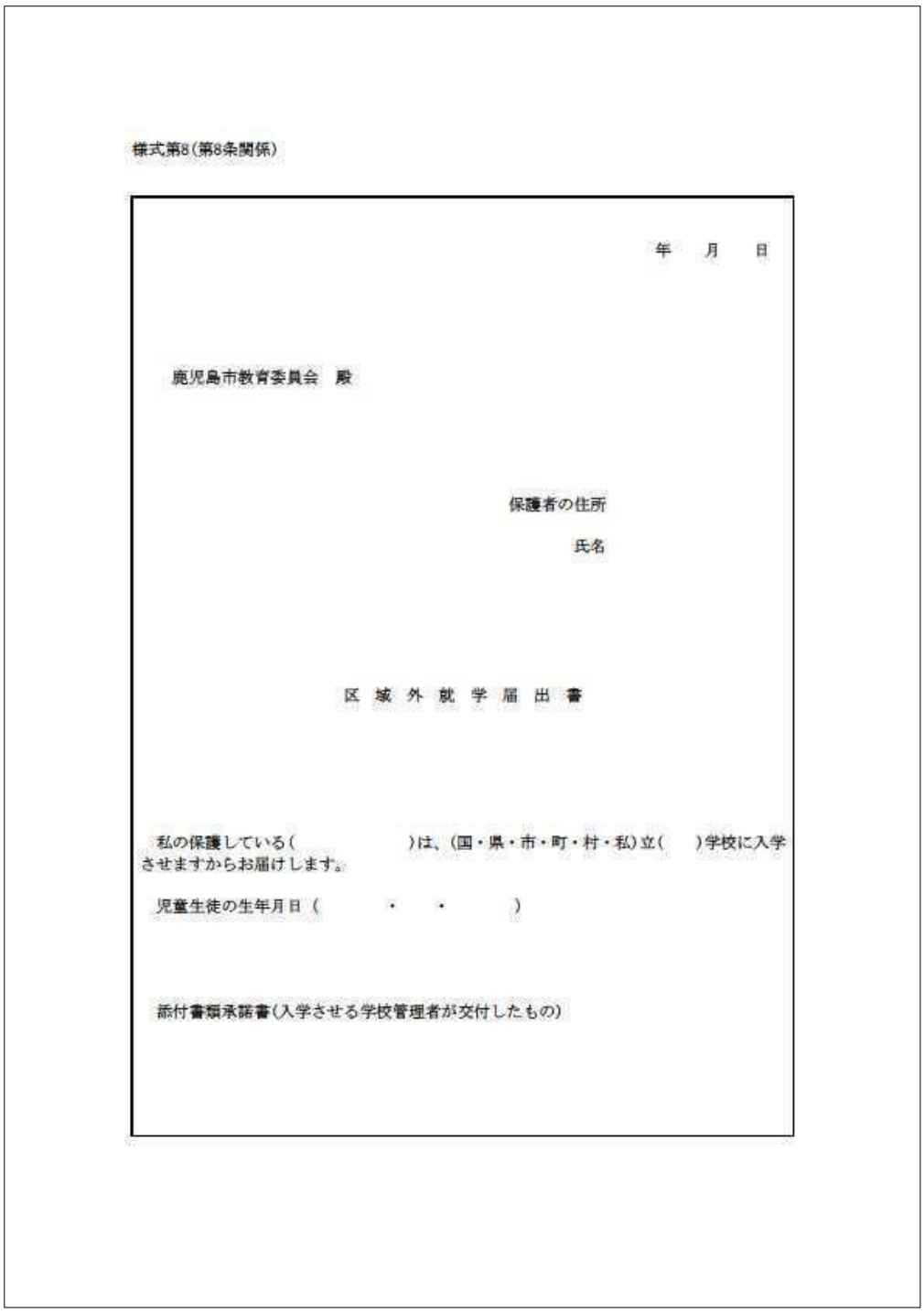
児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
不許可理由			

注）
この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの書面を受けた日の翌日から起算して３か月以内に教育長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

お問い合わせ先

様式第８を次のように改める。

様式第８（第８条関係）



様式第8(第8条関係)

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者の住所

氏名

区 域 外 就 学 届 出 書

私の保護している(　　)は、(国・県・市・町・村・私)立(　　)学校に入学させますからお届けします。

児童生徒の生年月日（　　・　　・　　）

添付書類承諾書(入学させる学校管理者が交付したもの)

様式第９を次のように改める。

様式第９（第９条関係）

様式第９（第９条関係）

区域外就学申請書

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者氏名
（申請者）

連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、区域外就学の許可をお願いします。なお、通学については保護者が責任を持ちます。また、申請の内容が事実と相違したときや許可された変更期間終了後は、教育委員会の指示に従うことを誓約します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 （住所登録地）			
（　　）住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間	年　月　日から　　年　月　日まで		
申請理由			

様式第１０を次のように改める。

様式第１０（第９条関係）

様式第１０（第９条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様
学校長　殿

鹿児島市教育委員会　印

区域外就学許可通知書

下記のとおり区域外就学に関してお知らせします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先

様式第１１を次のように改める。

様式第１１（第９条関係）

様式第１１（第９条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

区域外就学不許可通知書

年　月　日に申請のあった下記児童・生徒の区域外就学について、不許可とします。
つきましては、指定の学校へ就学するよう通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
不許可理由			

注）
この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの書面を受けた日の翌日から起算して３か月以内に教育長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

お問い合わせ先

様式第１７を様式第１７の１とし、様式第１７の１の次に次の２様式を加える。

様式第１７の２（第１５条関係）

様式第１７の２（第１５条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様
学校長　殿

鹿児島市教育委員会　印

就学義務猶予（免除）承認通知書

年　月　日付けで、願い出がありました学齢児童・生徒の就学猶予（免除）について、承認しましたので通知します。

記

児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
許可期間	
事由	
備考	

お問い合わせ先

様式第１７の３（第１５条関係）

様式第１７の３（第１５条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

就学義務猶予（免除）不承認通知書

年　月　日付けで、願い出がありました学齢児童・生徒の就学猶予（免除）について、不承認としましたので通知します。

記

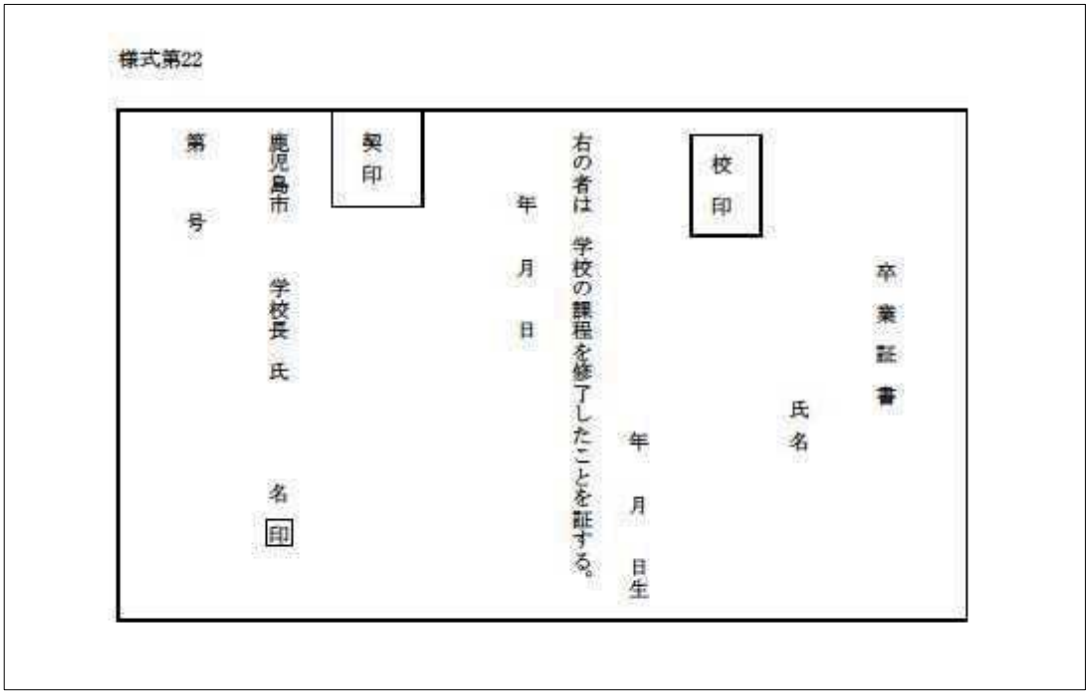
児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
期間	
不承認理由	

注）
この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの書面を受けた日の翌日から起算して３か月以内に教育長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

お問い合わせ先

様式第２２を次のように改める。

様式第２２



付　則

（施行期日）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第３条から第７条まで、第９条及び第１５条の改正規定は、令和８年１月５日から施行する。

（経過措置）

この規則による改正前の鹿児島市立学校管理規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市立学校管理規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

（改正理由）

地方公共団体情報システム標準化による運用の見直し及び義務教育学校の設置等に伴う関係条文及び関係様式を整理するものである。

鹿児島市立学校管理規則（昭和４２年教育委員会規則第１７号）新旧対照表

現行	改正案	備考
	目次 第１０章　総則（第１条―第２条） 第１１章　就学（第３条―第１７条） 第１２章　財産管理 第４節　管理保存の心得（第１８条－第２２条） 第５節　学校施設の利用（第２３条－第２４条） 第６節　学校防災（第２５条－第３１条） 第１３章　組織編制（第３６条－第４２条の３） 第１４章　運営管理 第７節　幼稚園（第４３条－第４４条） 第８節　小学校（第４５条－第５９条） 第９節　中学校及び義務教育学校（第５９条の２） 第１０節　高等学校（第５９条の３－第５９条の４） 第１１節　中高一貫教育（第５９条の５） 第１２節　教科書及び教材（第６０条―第６４条） 第１５章　事務管理（第６５条―第６９条） 第１６章　職員の管理（第７０条―第７４条の２） 第１７章　事務決裁（第７５条―第７８条） 第１８章　雑則（第７９条）	目次を付す

第５章　運営管理 （略） 第３節　中学校（第５９条の２） （略） 第３条　児童生徒等についての学齢簿の編製は、様式第１をもつてする。 （入学期日の通知、入学者の報告等） 第４条　就学予定者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者を除く。以下同じ。）について、その保護者に対する入学期日の通知及びその就学すべき学校の指定は、入学通知書（様式第２の１（小学校）、様式第２の２（中学校）、様式第２の３（小学校直接交付用）及び様式第２の４（中学校直接交付用））をもつてする。 ２　就学予定者を就学させるべき学校の校長に対する当該就学予定者の氏名及び入学期日の通知は、入学通知書（様式第３の１）をもつてする。	第５章　運営管理 （略） 第３節　中学校及び義務教育学校（第５９条の２） （略） 第３条　鹿児島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒等について学齢簿（様式第１）を編製する。 （入学期日の通知、入学者の報告等） 第４条　就学予定者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者を除く。以下同じ。）について、その保護者に対する入学期日の通知及びその就学すべき学校の指定は、入学通知書（様式第２の１、様式第２の２）をもつてする。 ２　就学予定者を就学させるべき学校の校長に対する当該就学予定者の氏名及び入学期日の通知は、就学予定者一覧をもつてする。 ３　校長は、前項の通知書により入学を確認したときは、直ちに確認した旨の入学確認書を教育委員会に提出す	文言整理

３　校長は、前項の通知書により入学を確認したときは、直ちに確認した旨の入学確認書（様式第３の２）を鹿児島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。	るものとする。	
	（転学、学校の新設・廃止による就学の通知）	
第５条　特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でなくなつたもの、学齢児童及び学齢生徒（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者を除く。以下同じ。）の就学させるべき学校を変更する必要を生じた児童、生徒について、その保護者に対する入学期日の通知および就学すべき学校の指定については入学通知書（様式第４）をもつてする。	第５条　特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者でなくなったもの、学齢児童及び学齢生徒（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者を除く。以下同じ。）の就学させるべき学校を変更する必要を生じた児童、生徒について、その保護者に対する入学期日の通知および就学すべき学校の指定については入学通知書（様式第３）をもつてする。	
	２　学校の新設・廃止により、その就学させるべき学校を変更する必要が生じた児童生徒等について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき学校の指定については、入学通知書（様式第４）をもってする。	
（転出入学の報告）	（転出入学の報告）	
第６条　校長は、毎月５日までに当該学校における前月分の転出及び転入者について、転出者報告書（様式第５の１）又は転入者報告書（様式第５の２）により報告	第６条　校長は、毎月、当該学校における前月分の転出及び転入者について、教育委員会に報告しなければならない。	

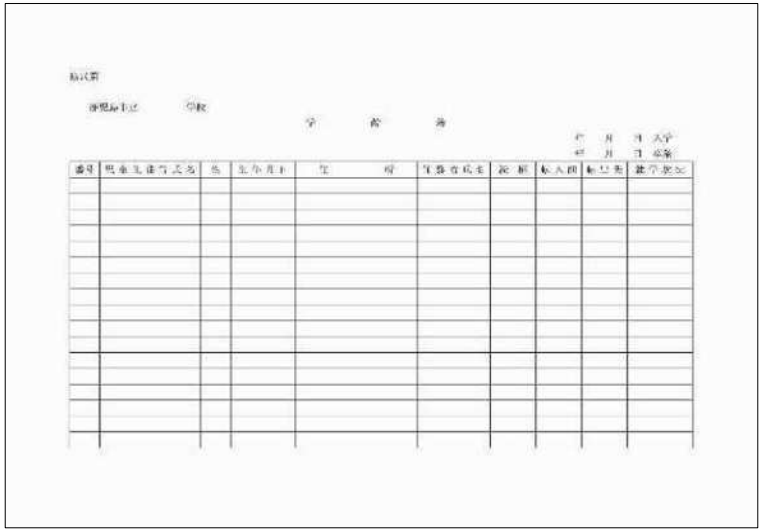
しなければならない。		
（指定学校の変更申立） 第７条　児童生徒等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者を除く。以下この章において同じ。）の就学すべき学校の指定の変更についての申立は、指定学校変更申立書（様式第６）をもつてしなければならない。	（指定学校の変更申請） 第７条　児童生徒等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者を除く。以下この章において同じ。）の就学すべき学校の指定の変更についての申請は、指定学校変更申請書（様式第５）をもつてしなければならない。	
２　児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更についての通知は、指定学校変更通知兼異動通知書（様式第７）をもつてする。	２　教育委員会は、前項の申請を相当と認めるときは、保護者に指定学校変更許可通知書（様式第６）を交付するとともに関係学校の校長に対し、速やかに通知するものとする。 ３　教育委員会は、第１項の申請を相当と認めないときは、保護者に指定学校変更不許可通知書（様式第７）を通知するものとする。	
第９条　他の市町村に住所を有する児童生徒等を、鹿児島市立学校に就学させようとすることについての願い出は、区域外就学願書（様式第９）をもつてしなければならない。	第９条　他の市町村に住所を有する児童生徒等を、鹿児島市立学校に就学させようとすることについての申請は、区域外就学申請書（様式第９）をもつてしなければならない。	
２　前項の願い出に承諾を与えたときは、区域外就学承	２　教育委員会は、前項の申請を相当と認めるときは、	

諾書（様式第１０）を交付すると共に当該児童生徒等を就学させるべき学校の校長に対し、区域外就学通知書（様式第１１）をもつてその氏名及び入学期日を通知する。	保護者及び就学を認めた学校の校長へ区域外就学許可通知書（様式第１０）を通知するものとする。 ３　教育委員会は、第１項の申請を相当と認めないときは、保護者に区域外就学不許可通知書（様式第１１）を通知するものとする。	
（猶予又は免除の願出） 第１５条　就学義務の猶予又は免除についての願い出は、就学義務猶予（免除）願書（様式第１７）をもつてしなければならない。	（猶予又は免除の願い出） 第１５条　就学義務の猶予又は免除についての願い出は、就学義務猶予（免除）願書（様式第１７の１）をもつてしなければならない。 ２　教育委員会は、前項の願い出を相当と認めるときは、保護者及び校長へ就学義務猶予（免除）承認通知書（様式第１７の２）を通知するものとする。 ３　教育委員会は、第１項の願い出を相当と認めないときは、保護者に就学義務猶予（免除）不承認通知書（様式第１７の３）を通知するものとする。	
（進路指導主任） 第３８条の３　中学校及び高等学校には、進路指導主任を　置き、教諭をもつて充てる。 ２　（略）	（進路指導主任） 第３８条の３　中学校（義務教育学校後期課程を含む）及び高等学校には、進路指導主任を置き、教諭をもつて充てる。 ２　（略）	

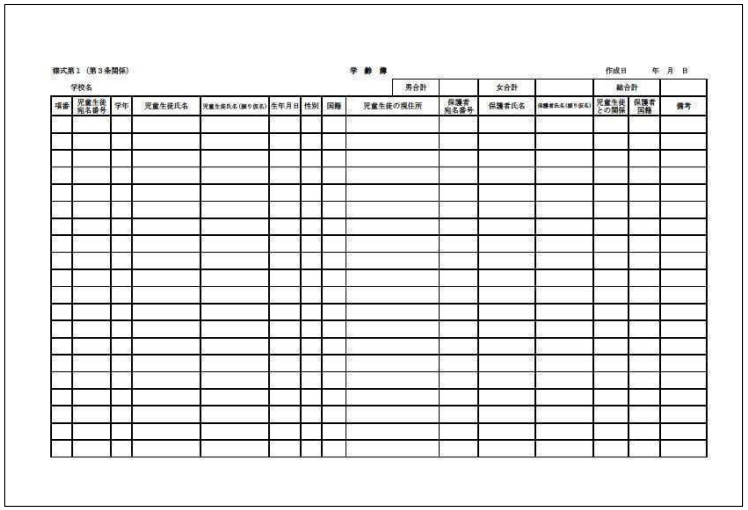
（事務主任） 第３９条　小学校及び中学校には、事務主任を置くことが　できる。 ２・３　（略）	（事務主任） 第３９条　小学校、中学校及び義務教育学校には、事務主任を置くことができる。 ２・３　（略）
（事務参事等） 第４０条の２　小学校及び中学校に、事務職員の職として　事務参事、事務主幹、専門員又は事務主査を置くことが　できる。 ２　（略）	（事務参事等） 第４０条の２　小学校、中学校及び義務教育学校に、事務職員の職として事務参事、事務主幹、専門員又は事務主査を置くことができる。 ２　（略）
（学校栄養主査） 第４０条の３　小学校及び中学校に、学校栄養職員の職と　して学校栄養主査を置くことができる。 ２　（略）	（学校栄養主査） 第４０条の３　小学校、中学校及び義務教育学校に、学校栄養職員の職として学校栄養主査を置くことができる。 ２　（略）
第５章　運営管理 （学期及び休業日） 第５３条　（略） ２　小学校の休業日は、日曜日及び土曜日（次条の規定による授業を行う場合を除く。）並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日のほ	第５章　運営管理 （学期及び休業日） 第５３条　（略） ２　小学校の休業日は、日曜日及び土曜日（次条の規定による授業を行う場合を除く。）並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日のほ

か、次のとおりとする。 (1)　学年始休業日　４月１日から４月５日まで (2)～(5)　（略） ３・４　（略） （教育環境の充実のための措置） 第５３条の２　学校教育法施行規則第６１条ただし書の規定により、児童の教育環境の充実のため、教育委員会　が必要と認める土曜日に授業を行うものとする。 第３節　中学校 （小学校に関する規定の準用） 第５９条の２　第４５条から前条までの規定は、中学校に　準用する。 （出席状況調査表） 第６７条　小学校及び中学校の校長は、学齢児童又は学齢生徒の出席状況について、毎月の出席状況調査表（様式第３０）を作成し、その状況を明らかにしておかなければならない。	か、次のとおりとする。 (1)　学年始休業日　４月１日から４月７日（第１学年の児童は、入学式の前日）まで (2)～(5)　（略） ３・４　（略） （教育環境の充実のための措置） 第５３条の２　学校教育法施行規則第６１条ただし書の規 定により、児童の教育環境の充実のため、教育委員会が必 要と認める土曜日に授業を行うことができるものとする。 第３節　中学校及び義務教育学校 （小学校に関する規定の準用） 第５９条の２　第４５条から前条までの規定は、中学校及び義務教育学校に準用する。 （出席状況調査表） 第６７条　小学校、中学校及び義務教育学校の校長は、学 齢児童又は学齢生徒の出席状況について、毎月の出席状況調査表（様式第３０）を作成し、その状況を明らかにしておかなければならない。	

様式第１（第３条関係）

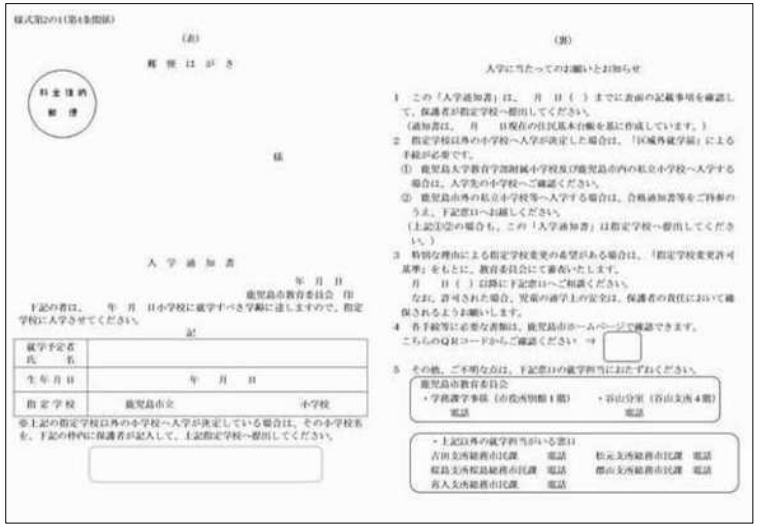


様式第１（第３条関係）



様式の全部改正

様式第２の１（第４条関係）



様式第２の１（第４条関係）



様式第２の１（第４条関係）　　（小学校・義務教育学校（前期課程））
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

入学通知書

下記の通り入学に関してお知らせします。

記

児童氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
入学校名	
入学期日	
入学式日	開始時間
受付時間	
備考	

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。
1　他市町村の学校に入学される場合または鹿児島市外の国立・私立の学校に入学される場合
2　記載事項等に誤りがある場合
3　病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4　特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

様式の全部改正

様式第２の２（第４条関係）


様式第２の２（第４条関係）

（表）

入　学　通　知　書

年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

下記の者は、　年　月　日中学校に就学すべき学齢に達しますので、指定学校に入学させてください。

記

就学予定者 氏　名	
生年月日	年　月　日
保護者氏名	
住　所	
指定学校	鹿児島市立　　中学校

※上記の指定学校以外の中学校へ入学が決定している場合は、その中学校名を、下記の枠内に保護者が記入し、在籍する小学校へ提出してください。

（裏）

入学に当たってのお願いとお知らせ

1　この「入学通知書」は、表面の記載事項を確認して、在籍する小学校が指定した期日までに在籍小学校へ提出してください。
（通知書は、　月　　日現在の住民基本台帳を基に作成しています。）

2　指定学校以外の中学校へ入学が決定した場合は、「区域外就学届」による手続が必要です。
①　鹿児島市立鹿児島玉龍中学校、鹿児島大学教育学部附属中学校及び鹿児島市内の私立中学校へ入学する場合は、入学先の中学校へご確認ください。
②　鹿児島市外の私立中学校等へ入学する場合は、下記窓口の就学担当におたずねください。
（上記①②の場合も、この「入学通知書」は在籍小学校へ提出してください。）

3　特別な理由による指定学校変更の希望がある場合は、「指定学校変更許可基準」をもとに、教育委員会にて審査いたします。
　月　日（　）以降に下記窓口へご相談ください。
　なお、許可された場合、生徒の通学上の安全は、保護者の責任において確保されるようお願いします。

4　各手続等に必要な書類は、鹿児島市のホームページで確認できます。
　こちらのQRコードからご確認ください　→

5　その他、ご不明な点は、下記窓口の就学担当におたずねください。

鹿児島市教育委員会
・学務課学事係（市役所別館１階）　電話
・谷山分室（谷山支所４階）　電話

・上記以外の就学担当がいる窓口
吉田支所総務市民課　電話　　松元支所総務市民課　電話
桜島支所桜島総務市民課　電話　　郡山支所総務市民課　電話
喜入支所総務市民課　電話

様式第２の２（第４条関係）

様式第２の２（第４条関係）　　（中学校・義務教育学校（後期課程））
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

入学通知書

下記の通り入学に関してお知らせします。

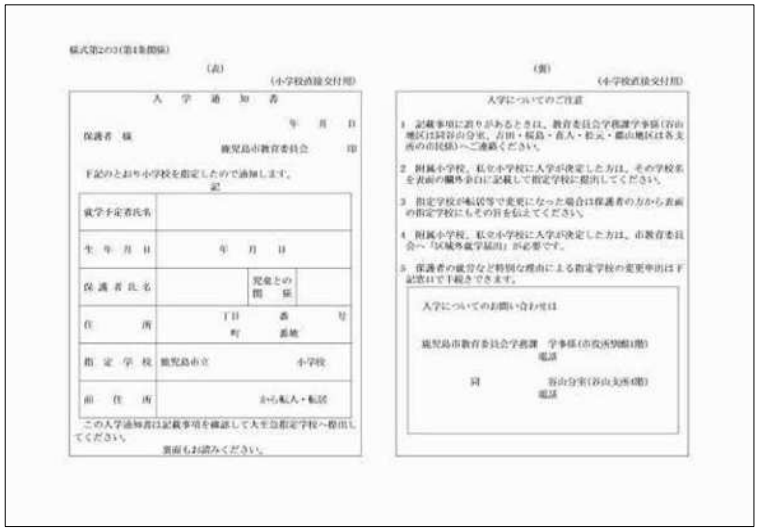
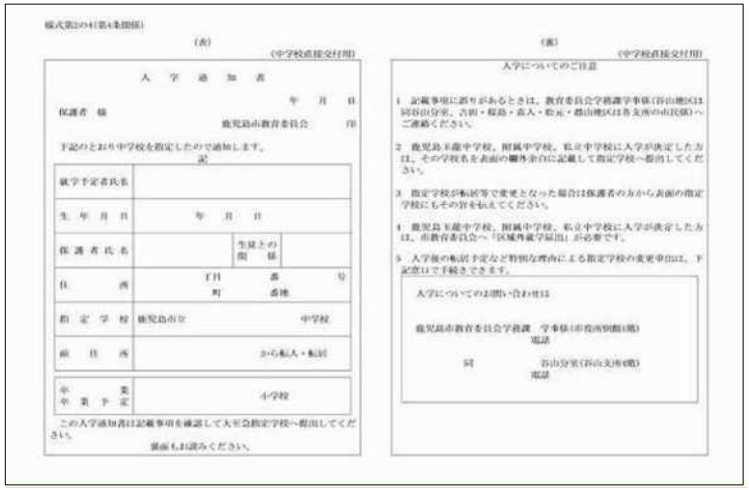
記

生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。
1　他市町村の学校に入学される場合または鹿児島市外の国立・県立・私立の学校に入学される場合
2　記載事項等に誤りがある場合
3　病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4　特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

様式の全部改正

様式第２の３（第４条関係）  様式第2の3（第4条関係） （表） （小学校直接交付用） 入　学　通　知　書 年　月　日 保護者　様 鹿児島市教育委員会　印 下記のとおり小学校を指定したので通知します。 記 就学予定者氏名 生年月日　年　月　日 保護者氏名　児童との関係 住所　丁目　番　号　町　番地 指定学校　鹿児島市立　小学校 前住所　から転入・転居 この入学通知書は記載事項を確認して大至急指定学校へ提出してください。 裏面もお読みください。 （裏） （小学校直接交付用） 入学についてのご注意 1　記載事項に誤りがあるときは、教育委員会学務課学事係（谷山地区は同谷山分室、吉田・桜島・喜入・松元・郡山地区は各支所の市民係）へご連絡ください。 2　附属小学校、私立小学校に入学が決定した方は、その学校名を表面の欄外余白に記載して指定学校に提出してください。 3　指定学校が転居等で変更になった場合は保護者の方から表面の指定学校にもその旨を伝えてください。 4　附属小学校、私立小学校に入学が決定した方は、市教育委員会へ「区域外就学届出」が必要です。 5　保護者の就労など特別な理由による指定学校の変更申出は下記窓口で手続きできます。 入学についてのお問い合わせは 鹿児島市教育委員会学務課　学事係（市役所別館1階） 電話 同　谷山分室（谷山支所6階） 電話	削除	様式の削除
様式第２の４（第４条関係）  様式第2の4（第4条関係） （表） （中学校直接交付用） 入　学　通　知　書 年　月　日 保護者　様 鹿児島市教育委員会　印 下記のとおり中学校を指定したので通知します。 記 就学予定者氏名 生年月日　年　月　日 保護者氏名　生徒との関係 住所　丁目　番　号　町　番地 指定学校　鹿児島市立　中学校 前住所　から転入・転居 卒業／卒業予定　小学校 この入学通知書は記載事項を確認して大至急指定学校へ提出してください。 裏面もお読みください。 （裏） （中学校直接交付用） 入学についてのご注意 1　記載事項に誤りがあるときは、教育委員会学務課学事係（谷山地区は同谷山分室、吉田・桜島・喜入・松元・郡山地区は各支所の市民係）へご連絡ください。 2　鹿児島玉龍中学校、附属中学校、私立中学校に入学が決定した方は、その学校名を表面の欄外余白に記載して指定学校へ提出してください。 3　指定学校が転居等で変更となった場合は保護者の方から表面の指定学校にもその旨を伝えてください。 4　鹿児島玉龍中学校、附属中学校、私立中学校に入学が決定した方は、市教育委員会へ「区域外就学届出」が必要です。 5　入学後の転居予定など特別な理由による指定学校の変更申出は、下記窓口で手続きできます。 入学についてのお問い合わせは 鹿児島市教育委員会学務課　学事係（市役所別館1階） 電話 同　谷山分室（谷山支所6階） 電話	削除	様式の削除

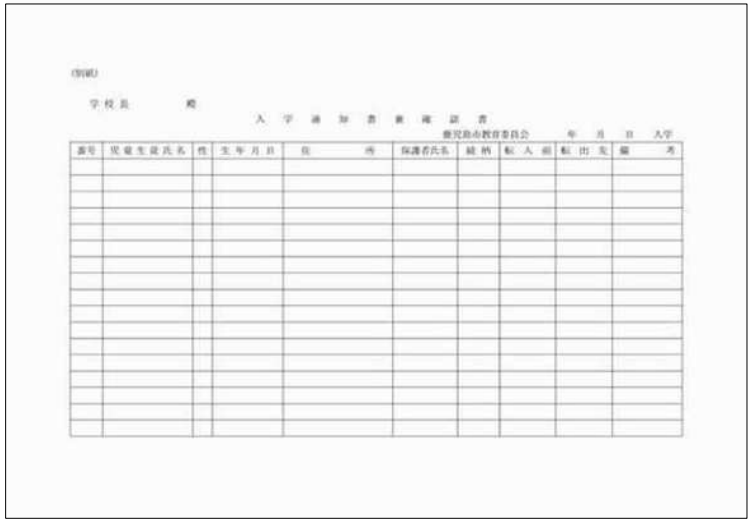
様式第３の１（第４条関係）



削除

様式の削除

様式第３の１（別紙）



（別紙）

学校長　　殿

入学通知書兼確認書

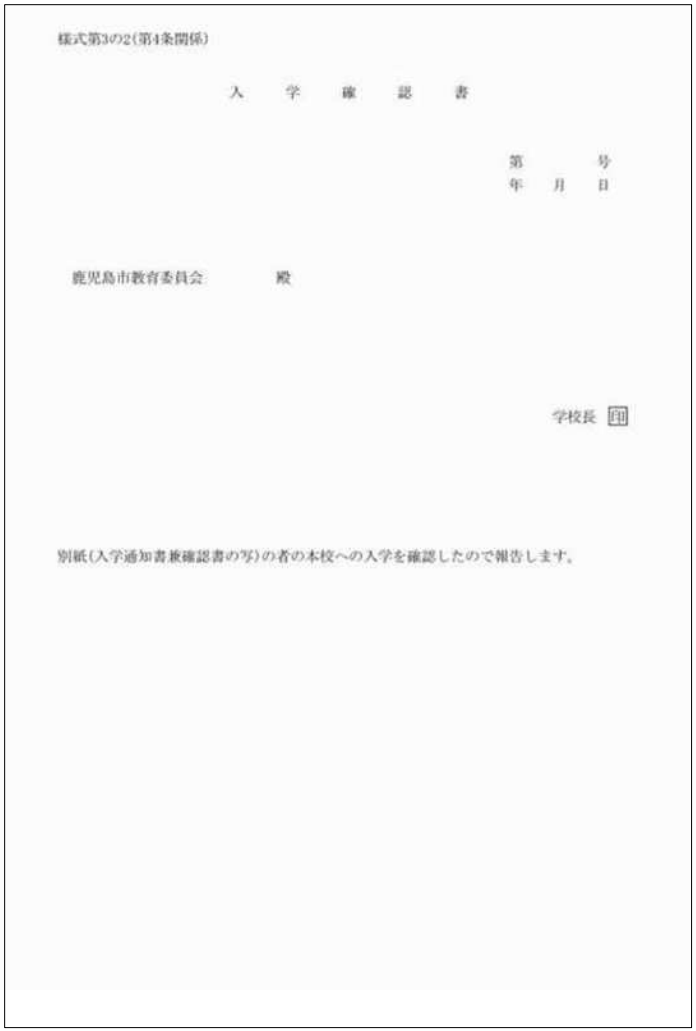
鹿児島市教育委員会　　年　月　日　入学

番号	児童生徒氏名	性	生年月日	住所	保護者氏名	続柄	転入前	転出先	備考

削除

様式の削除

様式第３の２（第４条関係）



様式第3の2(第4条関係)

入　学　確　認　書

第　　号
年　月　日

鹿児島市教育委員会　　殿

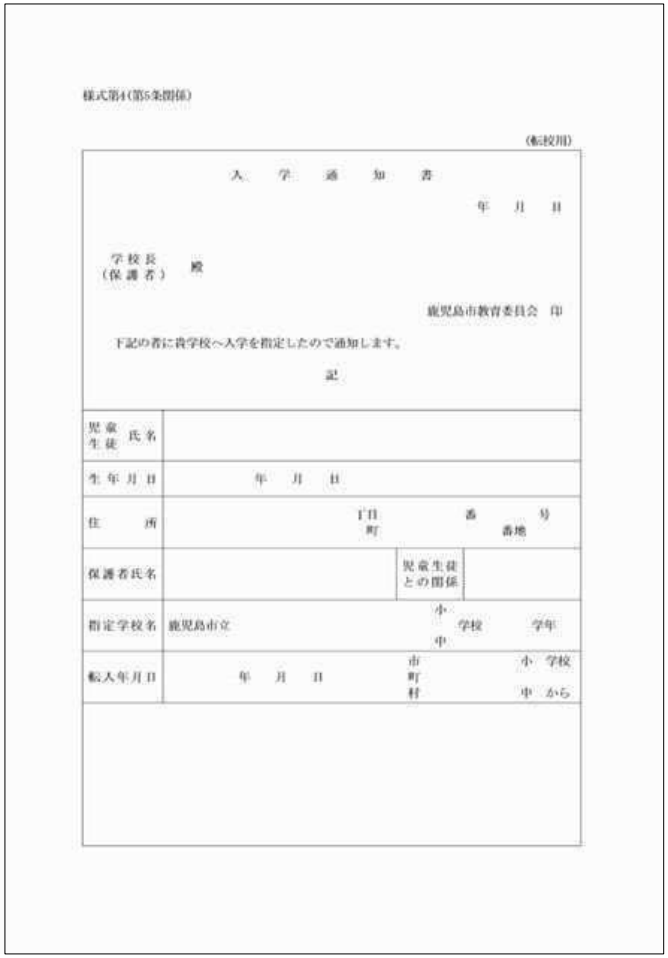
学校長 印

別紙(入学通知書兼確認書の写)の者の本校への入学を確認したので報告します。

削除

様式の削除

様式第４（第５条関係）



様式第4(第5条関係)

(転校用)

入　学　通　知　書

年　月　日

学校長
(保護者)　殿

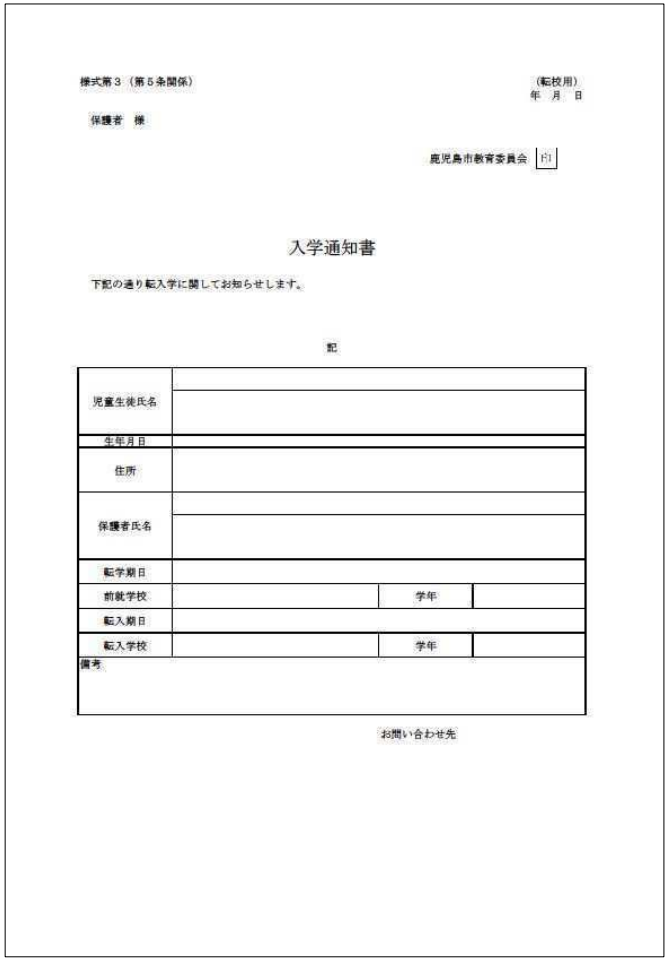
鹿児島市教育委員会　印

下記の者に貴学校へ入学を指定したので通知します。

記

児童生徒	氏名		
生年月日	年　月　日		
住所	丁目 町　番　号 番地		
保護者氏名		児童生徒との関係	
指定学校名	鹿児島市立　小 中　学校　学年		
転入年月日	年　月　日	市 町 村　小　学校 中　から	

様式第３（第５条関係）



様式第３（第５条関係）

(転校用)
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

入学通知書

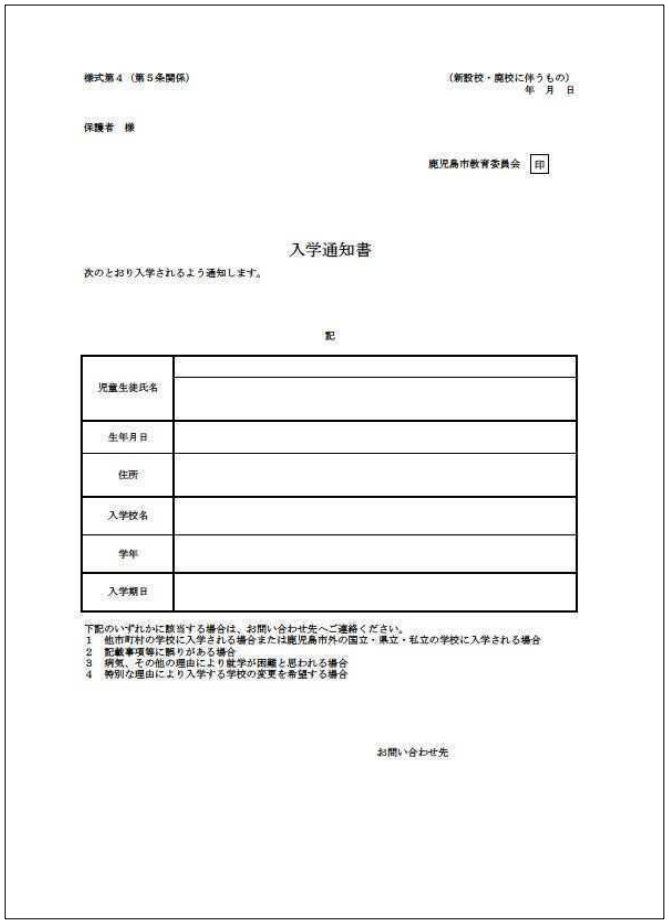
下記の通り転入学に関してお知らせします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

お問い合わせ先

様式の全部改正

	様式第４（第５条関係） 	様式の追加

様式第４（第５条関係）　　（新設校・廃校に伴うもの）
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

入学通知書

次のとおり入学されるよう通知します。

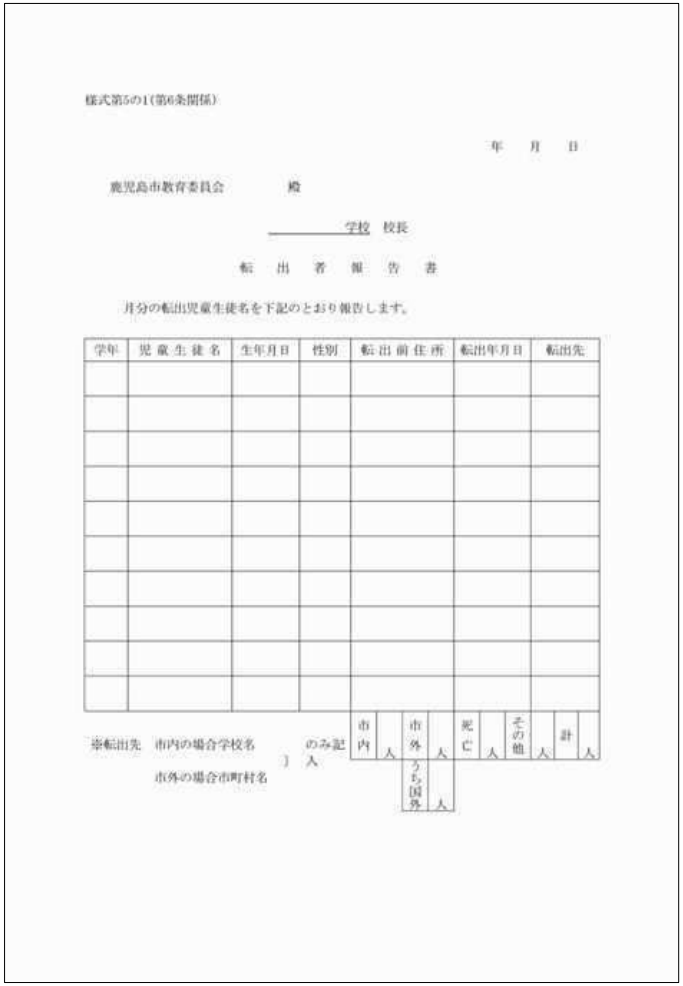
記

児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
入学校名	
学年	
入学期日	

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。
1　他市町村の学校に入学される場合または鹿児島市外の国立・県立・私立の学校に入学される場合
2　記載事項等に誤りがある場合
3　病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4　特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

様式第５の１（第６条関係）



様式第5の1(第6条関係)

年　月　日

鹿児島市教育委員会　　殿

＿＿＿＿＿学校　校長

転　出　者　報　告　書

月分の転出児童生徒名を下記のとおり報告します。

学年	児童生徒名	生年月日	性別	転出前住所	転出年月日	転出先

※転出先　市内の場合学校名　　のみ記入

市外の場合市町村名　　）入

市内	人	市外うち国外	人	死亡	人	その他	人	計	人

削除

様式の削除

様式第５の２（第６条関係）



様式第5の2(第6条関係)

年　月　日

鹿児島市教育委員会　　殿

＿＿＿＿＿学校　校長

転　入　者　報　告　書

月分の転入児童生徒名を下記のとおり報告します。

学年	児童生徒名	生年月日	性別	現　住　所	転入年月日	転入前

※転入前　市内の場合学校名　　のみ記入
　　市外の場合市町村名

市内　人　市外　人　計　人
うち国外　人

削除

様式の削除

様式第６（第７条関係）

様式第６（第７条関係）

指　定　学　校　変　更　申　立　書

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者　住　所　鹿児島市

氏　名（署名又は記名押印）

連絡先　　－　　－

私の保護している子供の就学すべき学校の指定を次のとおりに変更してくださるよう申し立てます。なお、通学については保護者が責任を持ちます。

また、申し立ての内容が事実と相違したときや許可期間終了後は、教育委員会の指示に従うことを誓約します。

児童生徒等氏名	生年月日	学年	通学希望学校名	住所地の指定学校名
①	．．．	年	学校	学校
②	．．．	年	学校	学校
③	．．．	年	学校	学校
希望する期間（許可期間）	① 年 月 日～ 年 月 日・卒業まで			
	② 年 月 日～ 年 月 日・卒業まで			
	③ 年 月 日～ 年 月 日・卒業まで			

申立理由(○印を付けてください)

1　学年途中で転居したが、引き続き従前の学校に通いたいため。
（前　住　所）鹿児島市
2　転居することが確実であり、あらかじめ転居先の校区の学校に通いたいため。
（転居予定地）鹿児島市
3　保護者が就労等で留守にするので、児童預かり先の校区の学校に通いたいため。
4　指定学校に特別支援学級がないため。
5　身体的理由により指定学校へ通学することが困難なため。
6　指定学校の変更許可を受けている兄弟姉妹と同じ学校に通いたいため。（　年在学　）
7　いじめ・不登校により指定学校へ通学することが困難なため。
8　指定中学校に小学校時から継続している部活動等がないため。
9　その他特別な理由

具体的に申し立て理由を記入してください。

※申し立て理由について、必要がある場合は書類等を添付すること。

様式第５（第７条関係）

様式第５（第７条関係）

指定学校変更申請書

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者氏名
（申請者）

連絡先

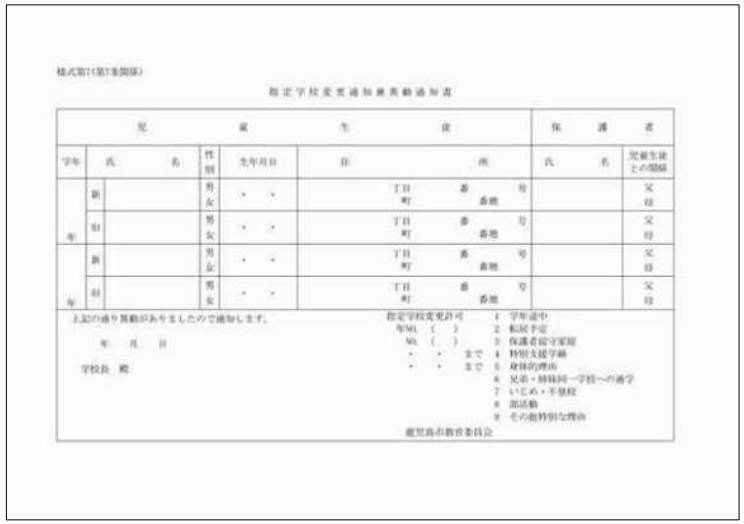
下記児童・生徒について、次の理由により、指定学校の変更を申請します。なお、通学については保護者が責任を持ちます。また、申請の内容が事実と相違したときや許可された変更期間終了後は、教育委員会の指示に従うことを誓約します。

記

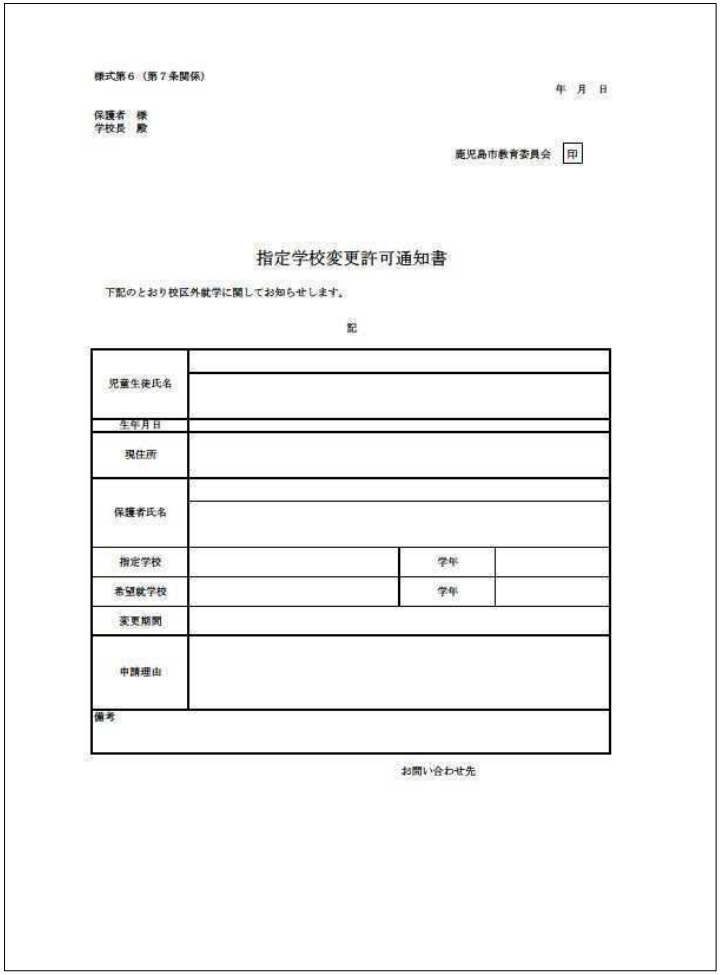
児童生徒氏名			
生年月日			
現住所（住所登録地）			
（　　）住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間	年　月　日から　年　月　日まで		
申請理由			

様式の全部改正

様式第７（第７条関係）



様式第６（第７条関係）



様式第６（第７条関係）

年　月　日

保護者　様
学校長　殿

鹿児島市教育委員会　印

指定学校変更許可通知書

下記のとおり校区外就学に関してお知らせします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先

様式の全部改正

様式第７（第７条関係）

様式の追加

様式第７（第７条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

指定学校変更不許可通知書

年　月　日付で申請のあった下記児童・生徒の指定学校変更について、不許可とします。
つきましては、指定の学校へ就学するよう通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
不許可理由			

注）
この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの書面を受けた日の翌日から起算して３か月以内に教育長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

お問い合わせ先

様式第８（第８条関係）


様式第8(第8条関係)

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者の住所

氏名

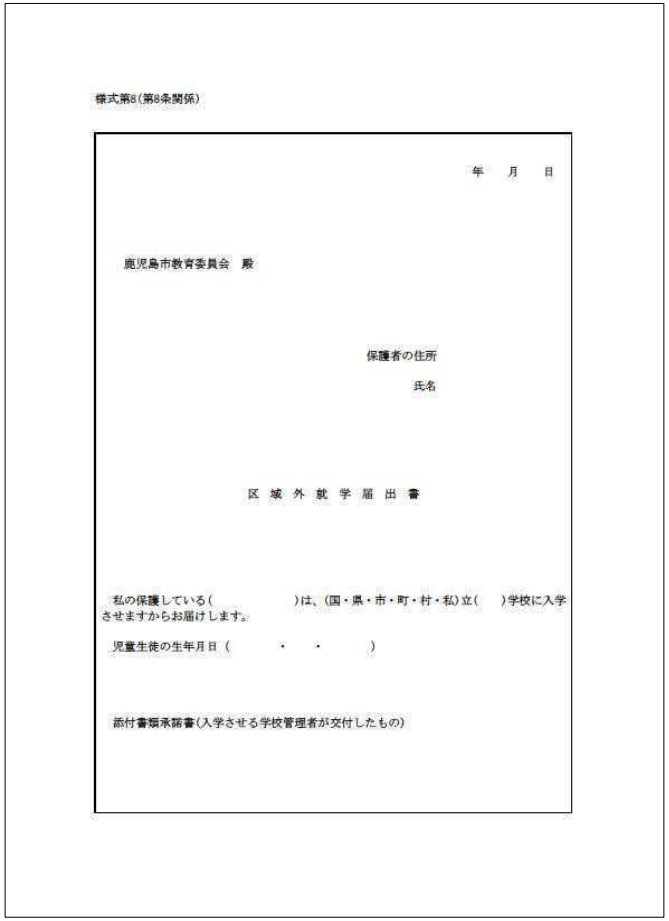
区 域 外 就 学 届 出 書

私の保護している(児童生徒等氏名)は、(国・県・市・町・村・私)立(小中)学校に入学させますからお届けします。

児童生徒の生年月日（　　・　　・　　）

添付書類承諾書(入学させる学校管理者が交付したもの)

様式第８（第８条関係）


様式第8(第8条関係)

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者の住所

氏名

区 域 外 就 学 届 出 書

私の保護している(　　)は、(国・県・市・町・村・私)立(　　)学校に入学させますからお届けします。

児童生徒の生年月日（　　・　　・　　）

添付書類承諾書(入学させる学校管理者が交付したもの)

様式の全部改正

様式第９（第９条関係）

様式第9(第9条関係)

年　月　日

鹿児島市教育委員会

保護者の住所

氏名

区　域　外　就　学　願　書

私の保護している(児童生徒等氏名)を次の理由で、貴市立(小中)学校に、就学させてくださるようお願いします。

住　所					
氏　名		生年月日		続柄	
理　由					

様式第９（第９条関係）

様式第９（第９条関係）

区域外就学申請書

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者氏名
（申請者）

連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、区域外就学の許可をお願いします。なお、通学については保護者が責任を持ちます。また、申請の内容が事実と相違したときや許可された変更期間終了後は、教育委員会の指示に従うことを誓約します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住所登録地)			
(　　)住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間	年　月　日から　　年　月　日まで		
申請理由			

様式の全部改正

様式第１０（第９条関係）



様式第10(第9条関係)

文書番号

年　月　日

保護者

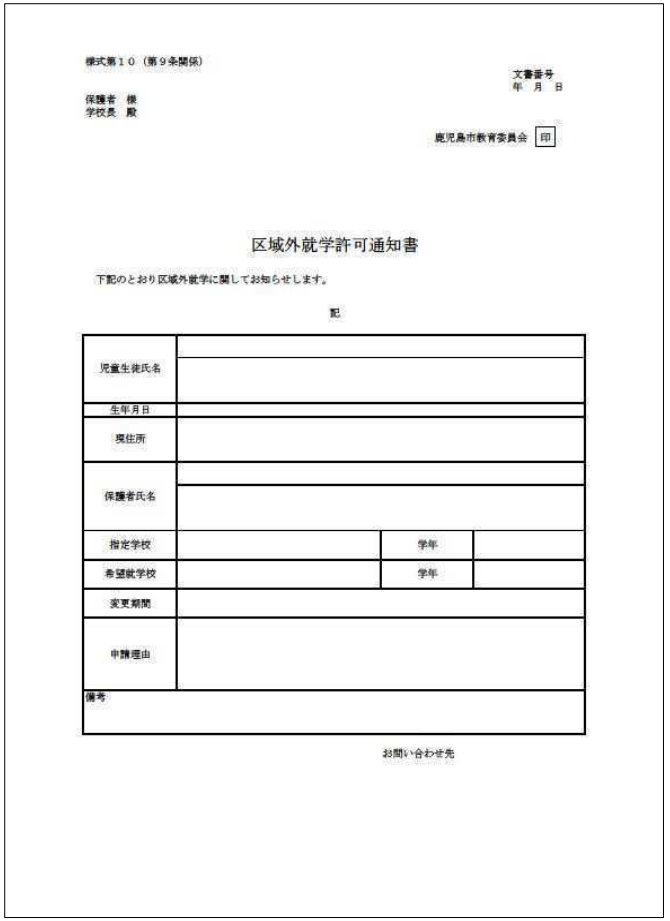
様

鹿児島市教育委員会 印

区 域 外 就 学 承 諾 書

あなたが、　　年　月　日付をもつて願い出た(児童生徒等氏名)の当市立(小中)学校への就学を承諾します。

様式第１０（第９条関係）



様式第１０（第９条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様
学校長　殿

鹿児島市教育委員会 印

区域外就学許可通知書

下記のとおり区域外就学に関してお知らせします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先

様式の全部改正

様式第１１（第９条関係）

様式第11(第9条関係)

文書番号
年　月　日

学校長　　殿

鹿児島市教育委員会 印

区 域 外 就 学 通 知 書

住　所			
児童 生徒　等氏名		生 年 月 日	
保 護 者 名		児童 生徒　等続柄	
指　定　日		指　定　校	

様式第１１（第９条関係）

様式第１１（第９条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

区域外就学不許可通知書

年　月　日に申請のあった下記児童・生徒の区域外就学について、不許可とします。
つきましては、指定の学校へ就学するよう通知します。

記

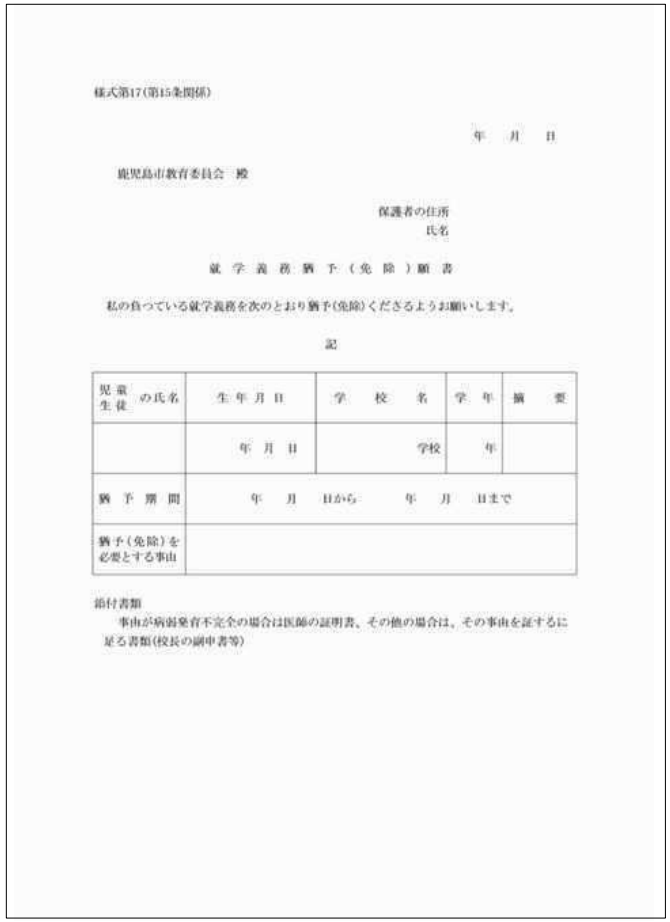
児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
不許可理由			

注）
この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの書面を受けた日の翌日から起算して３か月以内に教育長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

お問い合わせ先

様式の全部改正

様式第１７（第１５条関係）



様式第17(第15条関係)

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者の住所
氏名

就学義務猶予（免除）願書

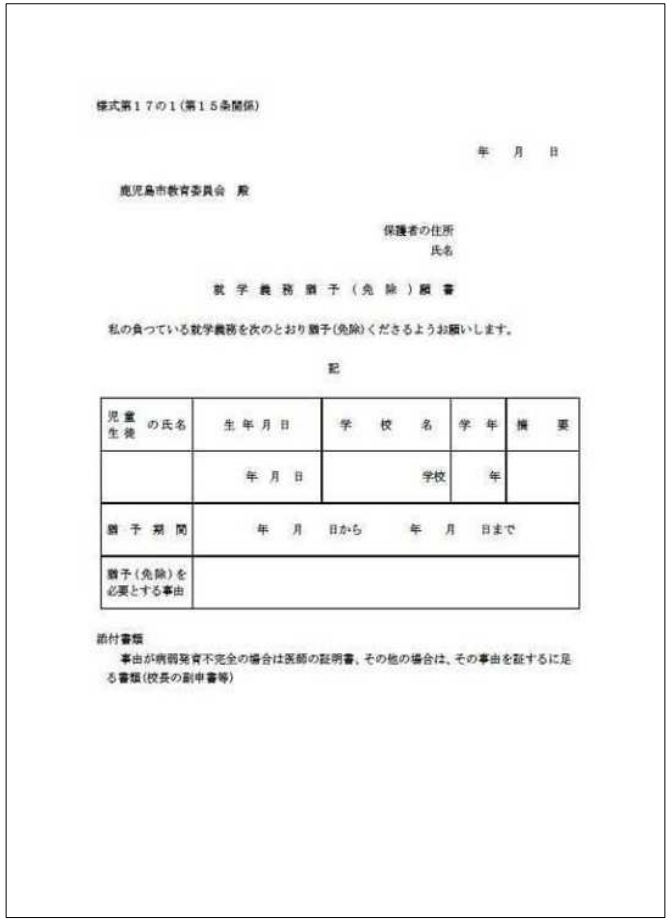
私の負っている就学義務を次のとおり猶予(免除)くださるようお願いします。

記

児童生徒の氏名	生年月日	学校名	学年	摘要
	年　月　日	学校	年	
猶予期間	年　月　日から　年　月　日まで			
猶予(免除)を必要とする事由				

添付書類
事由が病弱発育不完全の場合は医師の証明書、その他の場合は、その事由を証するに足る書類(校長の副申書等)

様式第１７の１（第１５条関係）



様式第１７の１(第１５条関係)

年　月　日

鹿児島市教育委員会　殿

保護者の住所
氏名

就学義務猶予（免除）願書

私の負っている就学義務を次のとおり猶予(免除)くださるようお願いします。

記

児童生徒の氏名	生年月日	学校名	学年	摘要
	年　月　日	学校	年	
猶予期間	年　月　日から　年　月　日まで			
猶予(免除)を必要とする事由				

添付書類
事由が病弱発育不完全の場合は医師の証明書、その他の場合は、その事由を証するに足る書類(校長の副申書等)

様式の番号変更

様式第１７の２（第１５条関係）



様式第１７の２（第１５条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様
学校長　殿

鹿児島市教育委員会　印

就学義務猶予（免除）承認通知書

年　月　日付けで、願い出がありました学齢児童・生徒の就学猶予（免除）について、承認しましたので通知します。

記

児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
許可期間	
事由	
備考	

お問い合わせ先

様式の追加

様式第１７の３（第１５条関係）

様式第１７の３（第１５条関係）

文書番号
年　月　日

保護者　様

鹿児島市教育委員会　印

就学義務猶予（免除）不承認通知書

年　月　日付けで、願い出がありました学齢児童・生徒の就学猶予（免除）について、不承認としましたので通知します。

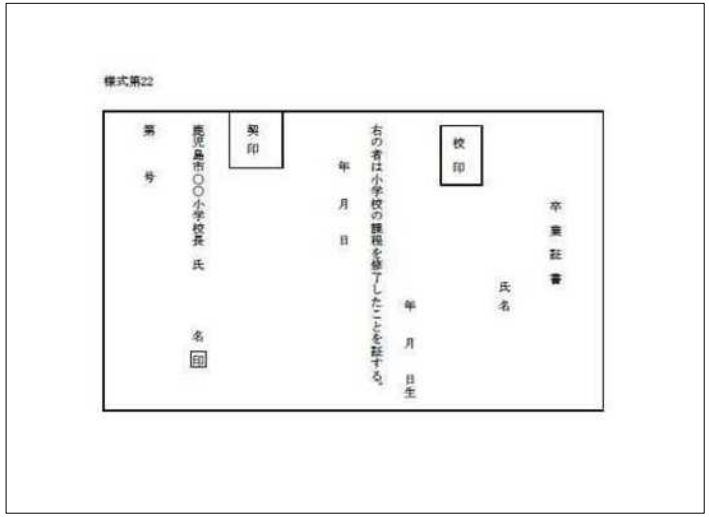
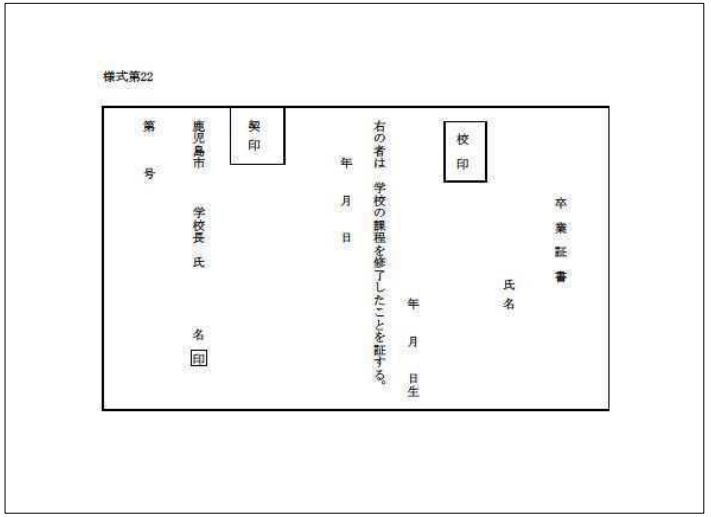
記

児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
期間	
不承認理由	

（注）
この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの書面を受けた日の翌日から起算して３か月以内に教育長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

お問い合わせ先

様式の追加

様式第２２  	様式第２２  	様式の全部改正

定第７２号議案

鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則一部改正の件

鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和７年１２月１９日

提　出
鹿児島市教育委員会
教育長　原之園　哲哉

（参　　照）

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第２条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項及び第２項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成９年教育委員会訓令第１号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)　略す

(2)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20)　略す

鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会条例施行規則

第１条第１項中「小中学校区審議会」を「小学校、中学校及び義務教育学校区審議会」に改める。

第２条第１項第２号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同項第３号中「及び中学校長」を「、中学校長及び義務教育学校長」に改める。

第３条第１項中「小中学校区審議会」を「小学校、中学校及び義務教育学校区審議会」に改める。

付　則

（施行期日）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（改正理由）

義務教育学校の設置に伴う関係条文を整理するものである。

鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則（昭和４３年教育委員会規則第７号）新旧対照表

現行	改正案	備考
鹿児島市立小中学校区審議会条例施行規則	鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会条例施行規則	題名の変更
（趣旨） 第１条　この規則は、鹿児島市立小中学校区審議会条例（昭和４３年条例第４１号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会条例（昭和４３年条例第４１号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。	文言の整理
（委員の構成） 第２条　条例第３条に規定する委員の構成は次のとおりとする。 (1) 学識経験者　７人以下 (2) 小学校及び中学校のＰＴＡを代表する者　２人 (3) 小学校長及び中学校長　２人 (4) 市長部局の職員　２人 (5) その他委員会が必要と認める者　２人以内	（委員の構成） 第２条　条例第３条に規定する委員の構成は次のとおりとする。 (1) 学識経験者　７人以下 (2) 小学校、中学校及び義務教育学校のＰＴＡを代表する者　２人 (3) 小学校長、中学校長及び義務教育学校長　２人 (4) 市長部局の職員　２人 (5) その他委員会が必要と認める者　２人以内	文言の整理
（意見の開陳等の要求） 第３条　鹿児島市立小中学校区審議会（以下「審議会」という。）は、所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求めることができる。	（意見の開陳等の要求） 第３条　鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会（以下「審議会」という。）は、所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求めることができる。	文言の整理
（略）	（略）	

第７３号議案

鹿児島市立高等学校学則一部改正の件

鹿児島市立高等学校学則の一部を別紙のとおり改正する。

令和７年１２月１９日

提　出
鹿児島市教育委員会
教育長　原之園　哲哉

（参　　照）

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第２条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項及び第２項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成９年教育委員会訓令第１号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)　略す

(2)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20)　略す

鹿児島市立高等学校学則（昭和４２年教育委員会規則第１６号）の一部を改正する規則

鹿児島市立高等学校学則の一部を次のように改める。

第６条第１項第１号中「５日」を「６日」に改める。

付　則

（施行期日）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（改正理由）

教育課程における学年始休業日の見直しに伴う関係条文及び関係様式を整理するものである。

鹿児島市立高等学校学則（昭和４２年教育委員会規則第１６号）新旧対照表

現行	改正案	備考
（休業日） 第６条　休業日は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日のほか、次のとおりとする。 (1)　学年始休業日　４月１日から４月５日まで (2)～(6)　（略） ２・３　（略）	（休業日） 第６条　休業日は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日のほか、次のとおりとする。 (1)　学年始休業日　４月１日から４月６日まで (2)～(6)　（略） ２・３　（略）	文言整理

定第７４号議案

鹿児島玉龍中高一貫教育校学則一部改正の件

鹿児島玉龍中高一貫教育校学則の一部を別紙のとおり改正する。

令和７年１２月１９日

提　出
鹿児島市教育委員会
教育長　原之園　哲哉

（参　　照）

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第２条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項及び第２項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成９年教育委員会訓令第１号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)　略す

(2)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20)　略す

鹿児島玉龍中高一貫教育校学則（平成１８年教育委員会規則第８号）の一部を改正する規則

鹿児島玉龍中高一貫教育校学則の一部を次のように改める。

第３条の２第２項第１号中「５日」を「６日」に改め、同条第３項前段を次のように改める。

　校長は、前項第１号から第５号までに掲げる休業日について、地域の実情その他の事由により変更することができる。

第３条の３中「行う」を「行うことができる」に改める。

　　付　則

（施行期日）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（改正理由）

　教育課程における学年始休業日及び土曜授業の見直しに伴う関係条文及び関係様式を整理するものである。

鹿児島玉龍中高一貫教育校学則（平成１８年教育委員会規則第８号）新旧対照表

現行	改正案	備考
（学期及び休業日） 第３条の２　（略） ２　休業日は、日曜日及び土曜日（次条の規定による授業を行う場合を除く。）並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日のほか、次のとおりとする。 (1)　学年始休業日　４月１日から４月５日まで (2)～(6)　（略） ３　校長は、前項第１号から第５号までに掲げる休業日について、同項の規定により難い事情があるときは、これを変更することができる。この場合において、校長は変更の理由及び期間を具し、教育委員会の承認を受けなければならない。 ４　（略） （教育環境の充実のための措置） 第３条の３　鹿児島玉龍中学校においては、学校教育法施行規則第６１条ただし書の規定により、生徒の教育環境の充実のため、教育委員会が必要と認める土曜日に授業を行うものとする。	（学期及び休業日） 第３条の２　（略） ２　休業日は、日曜日及び土曜日（次条の規定による授業を行う場合を除く。）並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日のほか、次のとおりとする。 (1)　学年始休業日　４月１日から４月６日まで (2)～(6)　（略） ３　校長は、前項第１号から第５号までに掲げる休業日について、地域の実情その他の事由により変更することができる。この場合において、校長は変更の理由及び期間を具し、教育委員会の承認を受けなければならない。 ４　（略） （教育環境の充実のための措置） 第３条の３　鹿児島玉龍中学校においては、学校教育法施行規則第６１条ただし書の規定により、生徒の教育環境の充実のため、教育委員会が必要と認める土曜日に授業を行うことができるものとする。	文言の整理

定第７５号議案

鹿児島市立小中学校事務支援室運営規程一部改正の件

鹿児島市立小中学校事務支援室運営規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和７年１２月１９日

提　出
鹿児島市教育委員会
教育長　原之園　哲哉

（参　　照）

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第２条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項及び第２項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成９年教育委員会訓令第１号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)　略す

(2)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20)　略す

鹿児島市立小中学校事務支援室運営規程（平成２６年教育長訓令第１号）の一部を改正する訓令

題名を次のように改める。

鹿児島市立小・中・義務教育学校事務支援室運営規程

別表（第２条関係）鹿児島市立松原小学校の項中「及び鹿児島市立甲東中学校」を「、鹿児島市立甲東中学校及び鹿児島市立桜島学校」に改め、同表中鹿児島市立桜島中学校の項を削る。

付　則

（施行期日）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

（改正理由）

義務教育学校の設置に伴う題名及び別表を整理するものである。

鹿児島市立小中学校事務支援室運営規程（平成２６年教育委員会教育長訓令第１号）新旧対照表

現行	改正案	備考
鹿児島市立小中学校事務支援室運営規程 別表（第２条関係） 【別記1　参照】	鹿児島市立小・中・義務教育学校事務支援室運営規程 別表（第２条関係） 【別記1　参照】	文言整理

【別記1】

現行

拠点校	連携校
鹿児島市立牟礼岡小学校	鹿児島市立吉田小学校、鹿児島市立本名小学校、鹿児島市立宮小学校、鹿児島市立本城小学校、鹿児島市立吉田北中学校及び鹿児島市立吉田南中学校
鹿児島市立河頭中学校	鹿児島市立南方小学校、鹿児島市立花尾小学校、鹿児島市立郡山小学校、鹿児島市小山田小学校、鹿児島市立犬迫小学校、鹿児島市立皆与志小学校及び鹿児島市立郡山中学校
鹿児島市立吉野中学校	鹿児島市立吉野小学校、鹿児島市立吉野東小学校、鹿児島市立大明丘小学校及び鹿児島市立吉野東中学校
鹿児島市立大龍小学校	鹿児島市立坂元小学校、鹿児島市立坂元台小学校、鹿児島市立清水小学校、鹿児島市立坂元中学校、鹿児島市立清水中学校及び鹿児島市立玉龍中学校
鹿児島市立松原小学校	鹿児島市立名山小学校、鹿児島市立山下小学校、鹿児島市立長田中学校及び鹿児島市立甲東中学校
鹿児島市立武岡中学校	鹿児島市立明和小学校、鹿児島市立武岡小学校、鹿児島市立武岡台小学校及び鹿児島市立明和中学校
鹿児島市立草牟田小学校	鹿児島市立原良小学校、鹿児島市立西田小学校、鹿児島市立玉江小学校、鹿児島市立城西中学校及び鹿児島市立伊敷中学校
鹿児島市立西陵中学校	鹿児島市立武小学校、鹿児島市立田上小学校、鹿児島市立西陵小学校及び鹿児島市立武中学校
鹿児島市立八幡小学校	鹿児島市立城南小学校、鹿児島市立中洲小学校、鹿児島市立荒田小学校、鹿児島市立甲南中学校及び鹿児島市立天保山中学校
鹿児島市立紫原小学校	鹿児島市立広木小学校、鹿児島市立西紫原小学校、鹿児島市立向陽小学校、鹿児島市立紫原中学校及び鹿児島市立西紫原中学校
鹿児島市立鴨池小学校	鹿児島市立中郡小学校、鹿児島市立南小学校、鹿児島市立宇宿小学校、鹿児島市立鴨池中学校及び鹿児島市立南中学校
鹿児島市立伊敷小学校	鹿児島市立川上小学校、鹿児島市立花野小学校、鹿児島市立西伊敷小学校、鹿児島市立伊敷台小学校、鹿児島市立緑丘中学校及び鹿児島市立伊敷台中学校

鹿児島市立桜島中学校	鹿児島市立東桜島小学校、鹿児島市立黒神小学校、鹿児島市立桜洲小学校、鹿児島市桜峰小学校、鹿児島市立東桜島中学校及び鹿児島市立黒神中学校
鹿児島市立春山小学校	鹿児島市立松元小学校、鹿児島市立東昌小学校、鹿児島市立石谷小学校及び鹿児島市立松元中学校
鹿児島市立谷山小学校	鹿児島市立西谷山小学校及び鹿児島市立谷山中学校
鹿児島市立東谷山中学校	鹿児島市立東谷山小学校及び鹿児島市立清和小学校
鹿児島市立和田中学校	鹿児島市立和田小学校及び鹿児島市立錦江台小学校
鹿児島市立福平中学校	鹿児島市立福平小学校、鹿児島市立平川小学校、鹿児島市立錫山小学校及び鹿児島市立錫山中学校
鹿児島市立谷山北中学校	鹿児島市立中山小学校、鹿児島市立桜丘西小学校、鹿児島市立桜丘東小学校及び鹿児島市立桜丘中学校
鹿児島市皇徳寺小学校	鹿児島市立星峯西小学校、鹿児島市立星峯東小学校、鹿児島市立宮川小学校、鹿児島市立皇徳寺中学校及び鹿児島市立星峯中学校
鹿児島市立喜入中学校	鹿児島市立瀬々串小学校、鹿児島市立中名小学校、鹿児島市立喜入小学校、鹿児島市立前之浜小学校、鹿児島市立生見小学校及び鹿児島市立一倉小学校

改正案

拠点校	連携校
鹿児島市立牟礼岡小学校	鹿児島市立吉田小学校、鹿児島市立本名小学校、鹿児島市立宮小学校、鹿児島市立本城小学校、鹿児島市立吉田北中学校及び鹿児島市立吉田南中学校
鹿児島市立河頭中学校	鹿児島市立南方小学校、鹿児島市立花尾小学校、鹿児島市立郡山小学校、鹿児島市小山田小学校、鹿児島市立犬迫小学校、鹿児島市立皆与志小学校及び鹿児島市立郡山中学校
鹿児島市立吉野中学校	鹿児島市立吉野小学校、鹿児島市立吉野東小学校、鹿児島市立大明丘小学校及び鹿児島市立吉野東中学校
鹿児島市立大龍小学校	鹿児島市立坂元小学校、鹿児島市立坂元台小学校、鹿児島市立清水小学校、鹿児島市立坂元中学校、鹿児島市立清水中学校及び鹿児島市立玉龍中学校
鹿児島市立松原小学校	鹿児島市立名山小学校、鹿児島市立山下小学校、鹿児島市立長田中学校、鹿児島市立甲東中学校及び鹿児島市立桜島学校

鹿児島市立武岡中学校	鹿児島市立明和小学校、鹿児島市立武岡小学校、鹿児島市立武岡台小学校及び鹿児島市立明和中学校
鹿児島市立草牟田小学校	鹿児島市立原良小学校、鹿児島市立西田小学校、鹿児島市立玉江小学校、鹿児島市立城西中学校及び鹿児島市立伊敷中学校
鹿児島市立西陵中学校	鹿児島市立武小学校、鹿児島市立田上小学校、鹿児島市立西陵小学校及び鹿児島市立武中学校
鹿児島市立八幡小学校	鹿児島市立城南小学校、鹿児島市立中洲小学校、鹿児島市立荒田小学校、鹿児島市立甲南中学校及び鹿児島市立天保山中学校
鹿児島市立紫原小学校	鹿児島市立広木小学校、鹿児島市立西紫原小学校、鹿児島市立向陽小学校、鹿児島市立紫原中学校及び鹿児島市立西紫原中学校
鹿児島市立鴨池小学校	鹿児島市立中郡小学校、鹿児島市立南小学校、鹿児島市立宇宿小学校、鹿児島市立鴨池中学校及び鹿児島市立南中学校
鹿児島市立伊敷小学校	鹿児島市立川上小学校、鹿児島市立花野小学校、鹿児島市立西伊敷小学校、鹿児島市立伊敷台小学校、鹿児島市立緑丘中学校及び鹿児島市立伊敷台中学校
鹿児島市立春山小学校	鹿児島市立松元小学校、鹿児島市立東昌小学校、鹿児島市立石谷小学校及び鹿児島市立松元中学校
鹿児島市立谷山小学校	鹿児島市立西谷山小学校及び鹿児島市立谷山中学校
鹿児島市立東谷山中学校	鹿児島市立東谷山小学校及び鹿児島市立清和小学校
鹿児島市立和田中学校	鹿児島市立和田小学校及び鹿児島市立錦江台小学校
鹿児島市立福平中学校	鹿児島市立福平小学校、鹿児島市立平川小学校、鹿児島市立錫山小学校及び鹿児島市立錫山中学校
鹿児島市立谷山北中学校	鹿児島市立中山小学校、鹿児島市立桜丘西小学校、鹿児島市立桜丘東小学校及び鹿児島市立桜丘中学校
鹿児島市皇徳寺小学校	鹿児島市立星峯西小学校、鹿児島市立星峯東小学校、鹿児島市立宮川小学校、鹿児島市立皇徳寺中学校及び鹿児島市立星峯中学校
鹿児島市立喜入中学校	鹿児島市立瀬々串小学校、鹿児島市立中名小学校、鹿児島市立喜入小学校、鹿児島市立前之浜小学校、鹿児島市立生見小学校及び鹿児島市立一倉小学校

定第７６号議案

鹿児島市立小学校長及び中学校長の権限に属する事務の専決に関する規程一部改正の件

鹿児島市立小学校長及び中学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和７年１２月１９日

提　出
鹿児島市教育委員会
教育長　原之園　哲哉

（参　　照）

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第２条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項及び第２項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成９年教育委員会訓令第１号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)　略す

(2)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20)　略す

鹿児島市立小学校長及び中学校長の権限に属する事務の専決に関する規程（平成２６年教育長訓令第２号）の一部を改正する訓令

題名を次のように改める。

鹿児島市立小学校長、中学校長及び義務教育学校長の権限に属する事務の専決に関する規程

第１条中「及び中学校長」を「、中学校長及び義務教育学校長」に改める。

付　則

（施行期日）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

（改正理由）

義務教育学校の設置に伴う題名及び関係条文を整理するものである。

鹿児島市立小学校長及び中学校長の権限に属する事務の専決に関する規程（平成２６年教育委員会教育長訓令第２号）新旧対照表

現行	改正案	備考
鹿児島市立小学校長及び中学校長の権限に属する事務の専決に関する規程 （趣旨） 第１条　この訓令は、鹿児島市立学校管理規則（昭和４２年教育委員会規則第１７号。以下「学校管理規則」という。）第７８条の規定に基づき、鹿児島市立小学校長及び中学校長（以下「校長」という。）の権限に属する事務の専決に関し、必要な事項を定めるものとする。	鹿児島市立小学校長、中学校長及び義務教育学校長の権限に属する事務の専決に関する規程 （趣旨） 第１条　この訓令は、鹿児島市立学校管理規則（昭和４２年教育委員会規則第１７号。以下「学校管理規則」という。）第７８条の規定に基づき、鹿児島市立小学校長、中学校長及び義務教育学校長（以下「校長」という。）の権限に属する事務の専決に関し、必要な事項を定めるものとする。	文言整理

請願令和７年度第１号

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願

[redacted]から鹿児島市教育委員会会議規則第４１条の規定に基づき別紙のとおり請願書が提出されたので、同規則第４３条の規定に基づきその採否を諮る。

令和７年１２月１９日

提　出
鹿児島市教育委員会
教育長　原之園　哲哉

（参　　照）

鹿児島市教育委員会会議規則（抜粋）

第８章　請願

第４１条　委員会に請願しようとする者は、請願書を、教育長に提出しなければならない。

第４２条　請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び職業年令を記し、各自の署名捺印を必要とする。

２　団体の請願は、その代表者が署名捺印するとともに、団体の印をおさなければならない。

第４３条　請願書が提出されたときは、教育長は、委員会の会議に付してその採否を議決しなければならない。

第４４条　前条により採択した請願は、次の会議の議事日程にこれを加えなければならない。

２　前条により採択しないと決したものは、理由を付して教育長を通じて、請願人に通知しなければならない。

鹿児島市
教委総務課
-7.9.-8
第2587号

2025年9月8日

鹿児島市教育委員会教育長殿

住所 [redacted]

名前 [redacted]

<請願内容>

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにして下さい。

<請願理由>

全国の小中学校の給食では毎日大量の牛乳が廃棄されています。

その背景に、牛乳を飲めなくても提供の停止ができていない子ども達がいます。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子達が少なくありません。乳糖不耐症の診断書を提出して牛乳を停止している場合もありますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかりますし、それができることを知らない家庭も多いようです。

日本人を含めアジア人の９割が実は乳糖不耐であると言われている中（資料１）、自分の体質に合わないものを嫌って飲みたくないことは、単なる好き嫌いだと見なさず尊重されるべきではないでしょうか。牛乳を飲まない子も、本来の和食でもカルシウム等の栄養は充分に摂ることができます。ですので、カルシウム摂取に牛乳を用いたくない家庭から牛乳代をとるのはどうなのかという意見もあります。また、無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsの方向性とも一致しています。

例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の陳情が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターによると、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声があったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市のうち13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。

具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします（資料2）。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。

児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を多摩市のように選択できる対応にして下さい。どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。

添付資料

1. 「乳糖不耐症」について（MSDマニュアル家庭版より）
2. 多摩市教育委員会 学校給食における飲用牛乳の対応について（計4ページ）

資料1

MSD マニュアル 家庭版

乳糖不耐症

執筆者： Zubair Malik, MD, Virtua Health System
レビュー/改訂 2023年3月

乳糖不耐症とは、消化酵素の ラクターゼの欠乏により乳糖が消化できない状態のことで、下痢や腹部のけいれん痛を起こします。

原因 | 症状 | 診断 | 治療

- 乳糖不耐症は酵素の ラクターゼが欠乏しているために起こります。
- 小児における症状には、下痢と体重増加の遅れなどがあり、成人における症状には、腹部の膨満やけいれん痛、下痢、放屁、吐き気などがあります。
- 診断は、乳製品を摂取した後に症状が現れることを確認することに基づいて下され、水素呼気試験で確定できます。
- 治療としては、 ラクターゼのサプリメントを服用し、乳糖、特に乳製品に含まれる乳糖を避けるようにします。

乳糖は、牛乳や乳製品で主に含まれている糖で、小腸の内層の細胞で生産される ラクターゼという酵素により分解されます。 ラクターゼは糖の複合体である乳糖を、ブドウ糖とガラクトースという2つの成分に分解します。この2つの単糖は腸壁から血液中に吸収されます。 ラクターゼが欠乏していると、乳糖を消化吸収できません。その結果、高濃度になった乳糖が小腸に水分を引き寄せ、水様性下痢を起こします。その後乳糖は小腸を通過して大腸に入り、細菌によって発酵されてガスが生じ、ガスによって放屁、腹部膨満、差し込むような腹痛が起こります。

牛乳アレルギーは乳糖不耐症と異なります。乳糖不耐症と対照的に、牛乳アレルギーの場合は牛乳を適切に消化できますが、牛乳中のタンパク質が免疫系による反応を誘発します（アレルギー反応の概要を参照）。牛乳アレルギーは通常は小児にみられます。

知っていますか？

- 北欧系の人々を除くと、健康な成人でも大半が大量の乳糖を消化することはできないため、正常な状態でも「乳糖不耐症」です。

乳糖不耐症の原因

乳児では ラクターゼの量が豊富で、母乳や牛乳の消化を可能にしています。しかし、多くの民族では（黒人とヒスパニック系では80%、アジア系では90%以上）離乳後に ラクターゼの量が減少します。量が減少するということは、これらの民族の年長児や成人は、大量の乳糖を消化できないということです。一方、欧州北西部に起源をもつ白人の80～85%は、生涯にわたって ラクターゼが作られるため、成人になっても牛乳や乳製品を消化することができます。このため、米国民の民族構成から、米国では3000万～5000万人が乳糖不耐症であると考えられます。この「不耐症」が実は世界人口の75%以上の人々にあって正常な状態とされていることは、興味深い事実です。

腸管感染症（胃腸炎の概要を参照）などの病気により小腸粘膜に損傷が生じたときに一時的な乳糖不耐症が発生することがあります。これらの病気が回復すれば、再び乳糖が消化できるようになります。

乳糖以外の糖に対する不耐症も起こりますが、その頻度は比較的まれです。例えば、スクラーゼという酵素が欠乏すると、ショ糖が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられ、マルターゼやイソマルターゼという酵素が欠乏すると、麦芽糖（マルトース）が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられます。

乳糖不耐症の症状

乳糖不耐症があると、通常は牛乳や乳製品（いずれも乳糖を含んでいる）に耐えられません。成人では通常、250～375ミリリットル以上の牛乳を飲んだときだけ症状が現れます。牛乳やその他の乳製品により胃腸の問題が現れることに若いうちに気づいた人は、意識してまたは無意識に乳製品の摂取を控えることがあります。

乳糖不耐症がある小児では下痢がみられ、牛乳が食事に含まれていると体重が増えないことがあります。

成人では、腹部の膨満やけいれん痛、水様性下痢、放屁、吐き気、腸のゴロゴロ音またはゴボゴボ音（腹鳴［ふくめい］）がみられることがあり、乳糖を含む食事を食べた後、30分から2時間で切迫した便意が生じることがあります。一部では、重度の下痢のために、体内から栄養素があまりに急速に排泄され、栄養素が適切に吸収されない場合もあります。しかし、乳糖不耐症によって起こる症状は、通常は軽度です。対照的に、セリアック病、熱帯性スプルー、腸の感染症のような病気でみられる吸収不良によって起こる症状はより重度のものです。

牛乳アレルギー

牛乳アレルギーの小児でも、牛乳や乳製品を摂取した後に症状が現れます。しかし、これらのかゆみ、発疹、喘鳴（ぜんめい）などの症状は、他のアレルギー反応と類似しています。ときに嘔吐、腹痛、まれに下痢などの消化管症状がみられる小児もいます。

成人では牛乳アレルギーはまれで、嘔吐や食道逆流の症状も起こることがあります。

乳糖不耐症の診断

- 乳糖摂取後にみられる症状の医師による評価
- ときに水素呼気試験

乳製品を摂取した後に症状が出る場合に、乳糖不耐症が疑われます。3〜4週間、乳製品を除いた食事を試し続けて症状が消失し、その後乳製品を摂取すると症状が再び現れる場合に、診断が確定します。

特異的な検査が必要になるのはまれですが、場合によっては呼気試験を行って診断を確定することがあります。

水素呼気試験（ラクトース呼気試験とも呼ばれます）は、4時間かかる検査です。この検査では、少量を量り取った乳糖を摂取してもらいます。乳糖の摂取前と摂取後に、吐く息に含まれる水素ガスの量を1時間毎に測定します。水素を測定するのは、吸収されなかった乳糖を腸内細菌が消化するときに水素が発生するためです。乳糖を摂取した後に吐いた息に含まれる水素の量が著しく増加した場合、その人は乳糖不耐症です。

この代わりとなるものに**乳糖負荷試験**がありますが、感度が低く、現在ではまれにしか行われません。量を測定した乳糖を摂取した後に、医師が症状をモニタリングし、数回にわたり血糖（グルコース）値を測定します。乳糖を消化できる場合は症状が現れず、グルコースの血中濃度が上昇します。乳糖を消化できない場合は、20〜30分以内に下痢、腹部膨満、腹部不快感が現れ、グルコースの血中濃度は上昇しません。

乳糖不耐症の治療

- 乳糖の回避
- ラクターゼのサプリメントを服用する
- ときにカルシウムのサプリメントを服用する

乳糖不耐症は、食事で乳糖を含む食品、主に乳製品の摂取を控えることでコントロールできます。ヨーグルトには乳酸桿菌（lactobacilli）が生産する ラクターゼが天然に含まれているため、多くの場合ヨーグルトは耐えられます。チーズに含まれる乳糖の量は牛乳より少なく、摂取量にもよりますが、多くの場合耐えられます。乳糖を減らした牛乳などの製品が多くのスーパーマーケットで入手できます。

乳製品の摂取を控えなければならない人は、カルシウムのサプリメントを摂取して、カルシウム欠乏を予防する必要があります。

ラクターゼのサプリメントは処方せんなしで購入でき、乳糖を含む飲食物を摂取する際に服用できます。

MSD
Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.

MSD
Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.

資料2

学校給食における飲用牛乳の対応について

ページ番号1012241 | 更新日 2024年9月27日

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、停止できず手つかずの牛乳が一定量廃棄されている食品ロスの現状がありました。そこで学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、**令和5年9月より診断書の提出が無くても飲用牛乳停止届の提出により飲用牛乳を停止できるように対応しています。**

学校給食における飲用牛乳の対応について （PDF 554.1KB）

このページに関するお問い合わせ

教育部学校給食センター南野調理所

〒206-0032　東京都多摩市南野一丁目2番1号

電話番号：042-371-2417　ファクシミリ番号：042-337-7663

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

教育部学校給食センター永山調理所

〒206-0025　東京都多摩市永山七丁目1番地

電話番号：042-375-4661　ファクシミリ番号：042-337-7661

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

Q&A

請願令和７年度第１号関係資料①

牛乳飲用停止（食物アレルギー以外）の際に診断書の提出を求めている学校への調査結果

対象	小学校 ２８校	中学校 ６校

１ 診断書の提出を求めるようになった時期

	小学校	中学校	合計
分からない	18	6	24
把握している	10	0	10

開始時期	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	その他
校数	1	4	0	1	1	1	1	1

その他	食物アレルギー対応実施と同時

２ 提出を求めている理由（複数回答）

	小学校	中学校	合計
食物アレルギー対応に準ずる対応のため	22	4	26
停止の理由を正確に把握するため	25	4	29
その他	1	1	2

その他	学校のマニュアルに基づき提出を求めている

３ 診断書の提出について、対応で苦慮したこと

	小学校	中学校	合計
特になし	20	5	25
なかなか提出してもらえない	4	1	5
保護者への説明（理解を得ること）	4		4

４ 診断書の提出についての課題

	小学校	中学校	合計
特になし	18	4	22
診断書を求められない場合の対応（心理的要因により飲めないケースなど）	4	2	6
診断書の取扱い（疾病以外の記載内容、季節的な飲用停止など）	4		4
市共通の様式，マニュアルがない	2		2

５ 「診断書の提出無」で牛乳の飲用を停止した際に発生したインシデント等

	小学校	中学校	合計
特になし	26	6	32
停止者が増えたことによる対応の増加（代替品発注や返金対応）	2		2

請願令和７年度第１号関係資料②

牛乳停止届又は保護者の申し出のみの提出（診断書等の提出なし）で対応している学校への調査結果

対象	小学校 ２２校	中学校 １８校

	小学校	中学校	合計
停止届のみ	11	14	25
申し出のみ	10	4	14
その他	1	0	1
合計	22	18	40

１ **診断書提出をなくし停止届に変更した学校** 2

変更理由

乳糖不耐症で明らかに症状があるが診断書を書いてもらえず困っていたため
診断書の文書料が高額であることに加え、食物アレルギー対応以外の疾病への対応について、対応指針等（文科省）が示されていないため

変更後

単なる好き嫌いで安易に停止することがないよう、停止届の様式を工夫した結果、停止人数は増加したものの対応可能な人数に留まっている
食物アレルギー対応者が不公平感を訴えることもある（学校生活管理指導表が有料のため）

２ **申し出のみから停止届のみに変更した学校** 1

変更理由

停止希望が増加傾向となったため、これまで保護者が口頭で伝えていた申請を停止届（学校所定の様式）に変更

変更後

予想に反し、停止人数が増えた

３ 診断書提出を求めていない学校の牛乳飲用停止の課題や意見（複数回答）

	小学校	中学校	合計
特になし	13	12	25
対応の許容範囲の判断に苦慮している（保護者の意向、牛乳嫌い、季節的な飲用停止など）	3	2	5
停止者は増加傾向である（事務作業や返金等が大変）	3	2	5
代替対応をしてほしい	2	1	3
市で統一した様式やマニュアルがあるとよい		1	1
食物アレルギー対応との不公平感		1	1

報告事項（１）

美術館ユニークベニュー等トライアル事業について

市立美術館が、新たな美術館ファンの獲得等を図るとともに、ユニークベニューなど美術館の新たな活用の可能性を把握するため、企業等の取組を試行的に実施する。

（１）対象事業　：　民間企業等が市立美術館施設の一部を利用してイベント等を実施し、「新たな美術館ファンの獲得や来館者の増加」「芸術文化の魅力発信」「展示休止期間中の賑わい創出」のほか、参加者に特別感を演出することによる「企業等の会議・展示会・交流等」につながる事業

（２）主催者　　：　企業や団体等（実施主体：市立美術館）

（３）実施場所　：　市立美術館の「前庭」及び「エントランスホール」など

（４）実施期間　：　令和７年１２月から令和８年３月までのうち、２ヶ月以内
※ 実施時間：９：３０～２２：００
※ 展示室等のＬＥＤ工事に伴う展示休止期間

（５）その他　　：　アンケート調査を実施し、ニーズ把握とユニークベニューとして活用する際の適切な使用料等の検討も行う。
費用は、原則として主催者が負担する。

◆ 事業①　美術館イルミネーション等事業
内　容　美術館前庭で「イルミネーション」の実施やアーティストによる作品展示・解説
開催者　地元ＩＣＴ関連企業やアートギャラリーなど複数団体の共催により実施
期　間　令和７年１２月２２日（月）～令和８年１月３１日（土）　１８：００　～　２２：００

◆ 事業②　ウェディングフォト事業
内　容　結婚式の前撮りを美術館エントランスホールや前庭等で行う。
開催者　県内フォトスタジオ
期　間　令和７年１２月２２日（月）

報告事項（２）

新学校給食センターの整備に係る事業者の公募について

１　報告の概要

７年９月に公表した実施方針等に基づき、松元地域を中心とした新学校給食センターの設計・建設、及び維持管理・運営（15 年間）を行う共同企業体（ＰＦＩ事業者）の公募手続きの開始について、報告するもの。

【 実施方針 】　本事業への参加資格要件や募集スケジュールなどを示すもの。

【要求水準書】　整備する建物に求める性能など、民間事業者の提案に向けた指針を示すもの。

２　施設の概要・事業スケジュール等

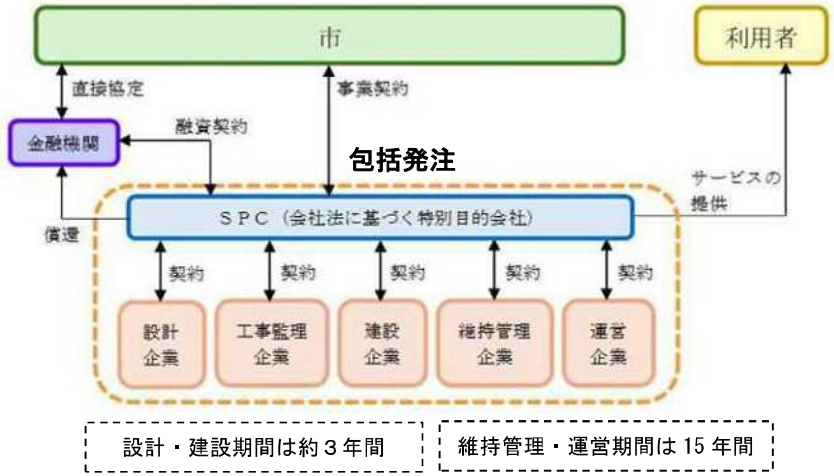
(1)　施設等の概要

建設予定地	石谷町（敷地面積12,012.54㎡）
延べ面積	約5,500㎡
階数	地上２階建てを基本
提供食数	１日あたり最大10,000食
配送対象校	２園21校（幼稚園２園・小学校15校・中学校６校）
基本的方針	「学校給食衛生管理基準」等に適合した施設とする等

(2)　実施方針等公表後の経過・今後の事業スケジュール

令和７年９月	実施方針・要求水準書（案）の公表
10～11月	質問・意見・提案の受付、希望者との個別対話
12月	ＰＦＩ事業者の公募
令和８年６月	プレゼンテーション審査
９月	事業契約締結（市議会の議決）
10月～	建築設計・建築工事
令和11年９月～	維持管理・運営の開始（15年間。令和26年８月まで。）

（参考）ＰＦＩ方式のイメージ



(3)　事業者及び市の主な業務範囲

事業者	市
①　設計・建設・工事監理	①　献立作成及び栄養管理
②　厨房設備の調達・搬入設置	②　食材調達・検収
③　各種備品等調達	③　調理指示及び検食
④　維持管理	④　衛生管理の確認・指導
⑤　運営（調理、配送・回収、洗浄等）	⑤　食に関する指導等
	⑥　給食費の徴収管理

(4)　事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5)　事業者の主な参加資格要件

設計業務	建設業務	厨房設備の調達・設置業務	維持管理業務	運営業務
①　建築士法に基づく一級建築士事務所の登録 ②　過去15年間の受託実績（延べ面積2,000㎡以上） ③　一級建築士の配置	①　建設業法の許可 ②　市の入札参加資格 ③　鹿児島市内に本店又は本社を有すること ④　過去15年間の受託実績（延べ面積2,000㎡以上） ⑤　施工経験のある有資格者の配置	①　過去15年間の受託実績（学校給食施設等の新築工事に係る調達・設置）	①　過去10年間の受託実績（延べ面積2,000㎡以上）	①　過去３年間、学校給食施設において、食品衛生法に基づく不利益処分がないこと。 ②　過去10年間の受託実績（１日最大5,000食以上の学校給食調理） ③　実務経験を３年以上有する調理士又は調理師の配置

３　特定事業の選定

本事業をＰＦＩ（ＢＴＯ）方式で実施することについて、６年度に実施した「整備・運営手法調査（ＰＦＩ導入可能性調査）」の結果も踏まえ、７年度に改めて従来方式（設計・建設・維持管理・運営を分割して発注する方法）とのコスト比較等を行った結果、以下の理由から本事業をＰＦＩ法第７条の規定に基づき、特定事業として選定する。

<table>
<tr><th>定性的評価</th><th>定量的評価</th></tr>
<tr><td>① 民間事業者が設計、建設、維持管理、運営を一貫して実施することにより、維持管理、運営企業の考えに沿った効率的かつ効果的な作業環境の創出が期待できること。</td><td rowspan="4">総事業費（上限額）　約173億円（税込み）
※１　事業者の公募時に、提案上限額として公表予定。
※２　予算等に関する市議会の議決が要件。
<table><tr><th>従来方式</th><th>PFI(BTO)方式</th><th>削減率（VFM）</th></tr><tr><td>100</td><td>95.91</td><td>▲4.09％
（▲約6.9億円）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>② 一括（包括）発注等によるコストの削減が見込まれること。</td></tr>
<tr><td>③ 施設の整備費用について、地方債を活用する部分に加え、民間事業者が費用調達する部分に対する市の支払いを平準化することができ、一時的な市の財政支出が抑えられる（平準化できる）こと。</td></tr>
<tr><td>④ 民間事業者の費用調達に伴い、民間事業者が行う事業全体に対して金融機関のモニタリングのインセンティブが働くことで、民間事業者の倒産（事業停止）のリスクを回避したより安定的な運営が期待できること。</td></tr>
</table>

報告事項（３）

市議会関係の審議等について

・令和７年第４回市議会定例会

会期：１２月２日（火）～１９日（金）

○第９４号議案 公の施設の指定管理者の指定に関する件

○第９５号議案 工事請負契約締結の件（福平小学校校舎増築その他本体工事）

○第９６号議案 公の施設の指定管理者の指定に関する件

○第９７号議案 公の施設の指定管理者の指定に関する件

○第９８号議案 公の施設の指定管理者の指定に関する件

○第９９号議案 公の施設の指定管理者の指定に関する件

○第１００号議案 公の施設の指定管理者の指定に関する件

○第１０１号議案 公の施設の指定管理者の指定に関する件

○第１０２号議案 公の施設の指定管理者の指定に関する件

○第１０３号議案 鹿児島市立学校条例の一部を改正する条例一部改正の件

○第１２３号議案 令和７年度鹿児島市一般会計補正予算（第５号）〕

報告事項（４）

教育委員会関係の主な行事について

・はたちの集い

日時：令和８年１月１１日（日）１１：００～１２：４０

場所：宝山ホール、中央公民館（サブ会場）

内容：オープニング、式典、実行委員会企画



・サンエールフェスタ 2026

日　時：令和８年１月 16 日（金）から１月 18 日（日）

（展示部門のみ）令和８年１月 12 日（月）から１月 18 日（日）

場　所：サンエールかごしま

